

令和 7 年度

市 税 等 の 概 要



KOBAYASHI
CITY

小 林 市
(市民生活部 税務課)

目次	
1. 税務行政機構等	1
税務機構（市民生活部 税務課）の事務分掌	2
2. 市民税	3
（1）個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
（2）市民税納税義務者数の推移	4
（3）個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
（4）令和7年度 個人市民税賦課状況	6
（5）令和7年度 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
（6）各種所得の推移	8
（7）地方税ポータルシステム利用状況	9
（8）寄付金・寄付金税額控除の推移	9
（9）小林市が開設する申告会場における申告相談件数の推移	10
（10）年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	11
（11）法人市民税均等割納税義務者数	12
（12）事業種別法人数	12
3. 固定資産税・都市計画税	13
（1）固定資産税納税義務者数の推移	14
（2）都市計画税納税義務者の推移	15
（3）固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	16
（4）都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	17
（5）固定資産税の決定価格等の内訳	18
（6）都市計画税の決定価格等の内訳	18
（7）土地・地目別集計表	19
（8）木造家屋・種類別集計表	19
（9）木造以外家屋・種類別集計表	20
（10）新增築家屋棟数の推移	20
（11）減少分家屋棟数の推移	20
（12）償却資産の決定価格等の内訳	21
（13）都市計画税の充当状況	22
（14）国有資産等所在市町村交付金調定額の推移	23
（15）固定資産評価審査委員会委員一覧	23

4. 諸税	25
（1）軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	26
（2）軽自動車税課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	27
（3）市たばこ税調定額及び課税本数の推移	28
（4）入湯税の調定額及び充当状況	29
5. 徴収	31
（1）市税決算額	32
（2）市税調定額及び徴収率等一覧表	34
（3）各税目の調定額及び収入済額の推移	35
（4）納税方法の状況	36
（5）口座振替利用状況	38
（6）コンビニ収納状況	39
（7）滞納処分状況（差押件数及び財産の換価金額）	39
（8）日曜納税相談窓口利用状況	39
（9）督促状発付状況	40
（10）徴収率・収納額の推移	42
（11）一般会計歳入総額と市税収入額の推移	43
6. 各種交付金等	45
（1）各種交付金等	46
7. 地籍調査	47
（1）実績と計画	48
（2）進捗率等の状況	52
8. その他	53
市税の税率及び納期等の一覧表	54

1 . 稅務行政機構等

税務機構（市民生活部 税務課）の事務分掌

（令和7年8月末 現在）

G名	主な担当	課長	ML	GL	職員	再任用職員	会計年度職員	計	事務分掌
		1						1	課の総括
納税G				1	4		1	6	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (2) 市税の督促及び滞納処分に関する事 (3) 市税の徴収猶予及び不納欠損処分に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	4	0	1	6	
収納管理G				1	3		2	6	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (2) 市税の督促及び滞納処分に関する事 (3) 市税の徴収猶予及び不納欠損処分に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	3	0	2	6	(8) 課内の庶務に関する事
資産税（土地）G				1	4		2	7	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (4) 固定資産税の調査及び評価に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	4	0	2	7	
資産税（家屋）G				1	3		2	6	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (4) 固定資産税の調査及び評価に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	0	1	3	0	2	6	
市民税G			1	1	4		1	7	(1) 市税(国民健康保険税を除く。)の賦課、減免及び徴収に関する事 (5) 市税に係る諸証明（市民課の所管に属するものを除く。）に関する事
	計	0	1	1	4	0	1	7	
地籍調査G				1	2	1	2	6	(6) 地籍調査に関する事 (7) 市の境界の変更に関する事
	計	0	0	1	2	1	2	6	
合計		1	1	6	20	1	10	39	

2. 市民税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在 単位：人、世帯)

年 区分		3	4	5	6	7
人口	男	20,854	20,624	20,388	20,112	19,669
	女	23,780	23,423	23,166	22,832	22,406
	計	44,634	44,047	43,554	42,944	42,075
世帯数		22,159	22,118	22,195	22,157	22,086

出典 企画政策課_人口推移

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在 単位：人、社)

年度 区分			3	4	5	6	7
個人	均等割＋所得割		17,561	17,763	17,614	16,169	17,953
	均等割のみ		2,710	2,558	2,468	3,883	2,378
	計		20,271	20,321	20,082	20,052	20,331
法人	地方税法第31条第1項に該当	第9号	3	4	4	3	－
		第8号	1	0	0	1	－
		第7号	54	54	56	57	－
		第6号	3	3	4	6	－
		第5号	39	43	41	36	－
		第4号	11	10	8	11	－
		第3号	179	174	177	171	－
		第2号	14	14	14	13	－
		第1号	793	806	810	819	－
	計		1,097	1,108	1,114	1,117	－

出典 個人：課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

法人：課税状況調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調

※ 第1号～第9号法人の説明は「(10) 法人市民税均等割納税義務者数」参照。

※ 法人市民税は前年度の事業実績による課税であるため前年度の集計が最新。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

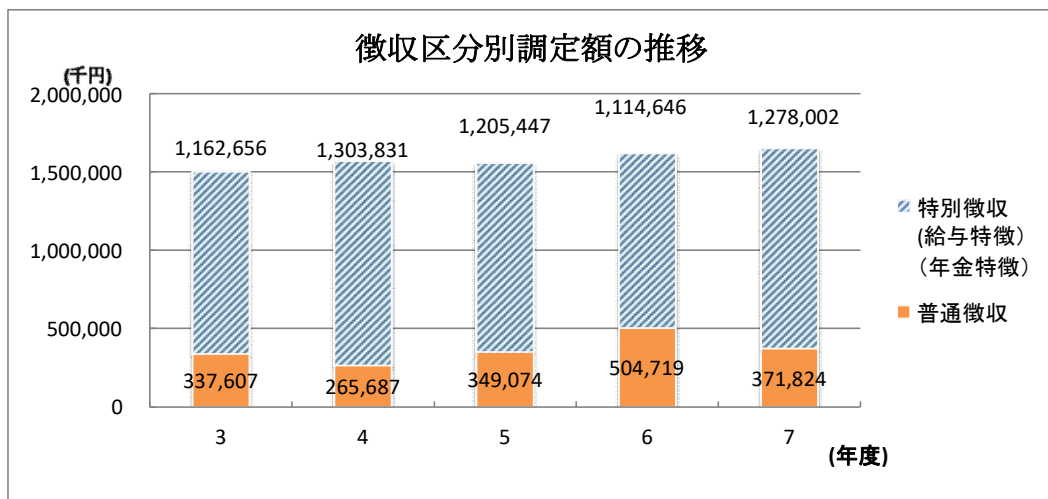
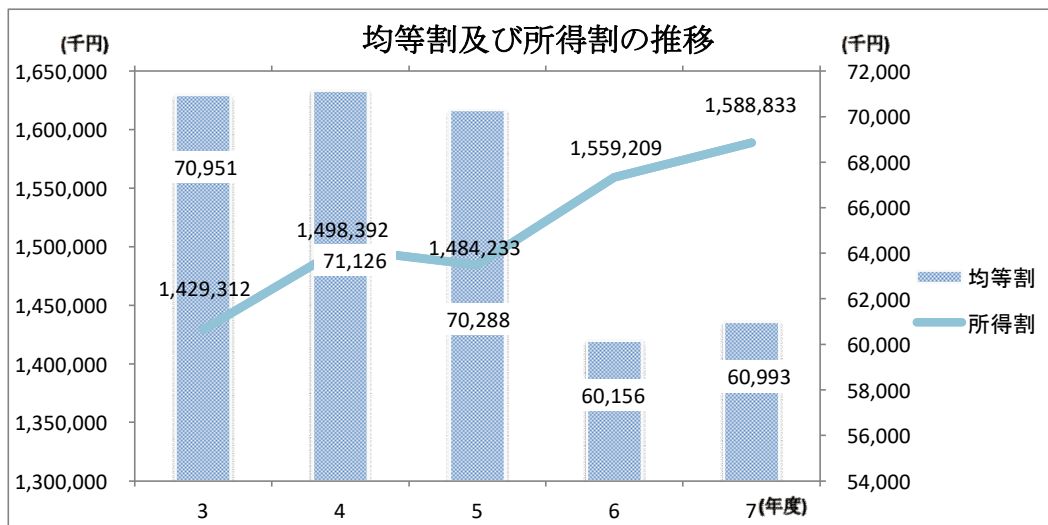
(各年度7月1日現在 単位：千円)

年度 区分		3	4	5	6	7
普通徴収	均等割	14,312	13,519	13,174	11,286	10,959
	所得割	323,295	252,168	335,900	493,433	360,865
	小計	337,607	265,687	349,074	504,719	371,824
特別徴収 (給与特徴) (年金特徴)	均等割	56,639	57,607	57,114	48,870	50,034
	所得割	1,106,017	1,246,224	1,148,333	1,065,776	1,227,968
	小計	1,162,656	1,303,831	1,205,447	1,114,646	1,278,002
	事業所数	2,865	2,936	2,962	2,981	2,933
調定額	均等割	70,951	71,126	70,288	60,156	60,993
	所得割	1,429,312	1,498,392	1,484,233	1,559,209	1,588,833
	合計	1,500,263	1,569,518	1,554,521	1,619,365	1,649,826

出典 課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

課税状況調_第3表 市町村民税の特別徴収義務者等に関する調

事業所数 基幹系システムにおける事業所別税額一覧作成処理より抽出

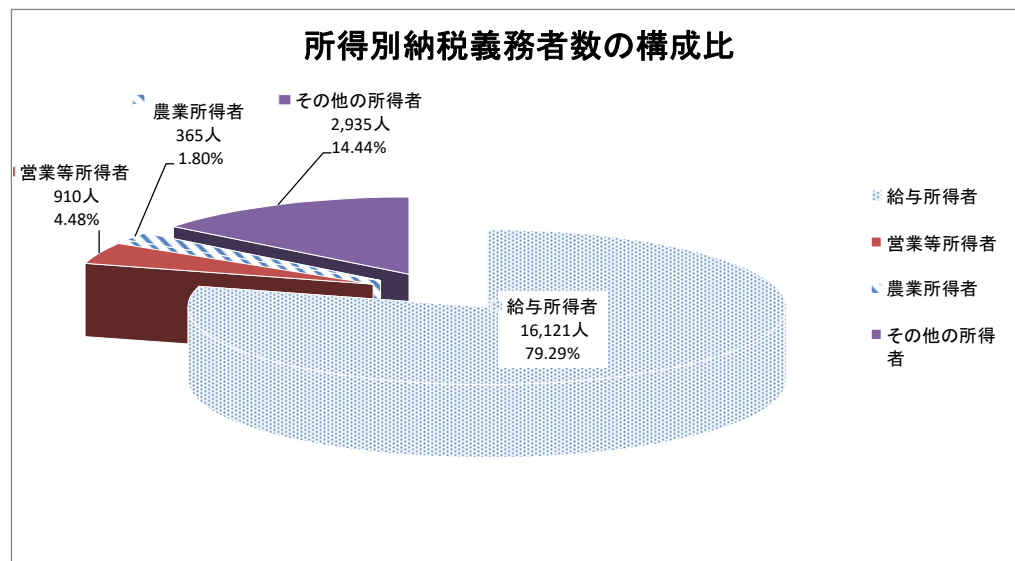


(4) 令和7年度 個人市民税賦課状況

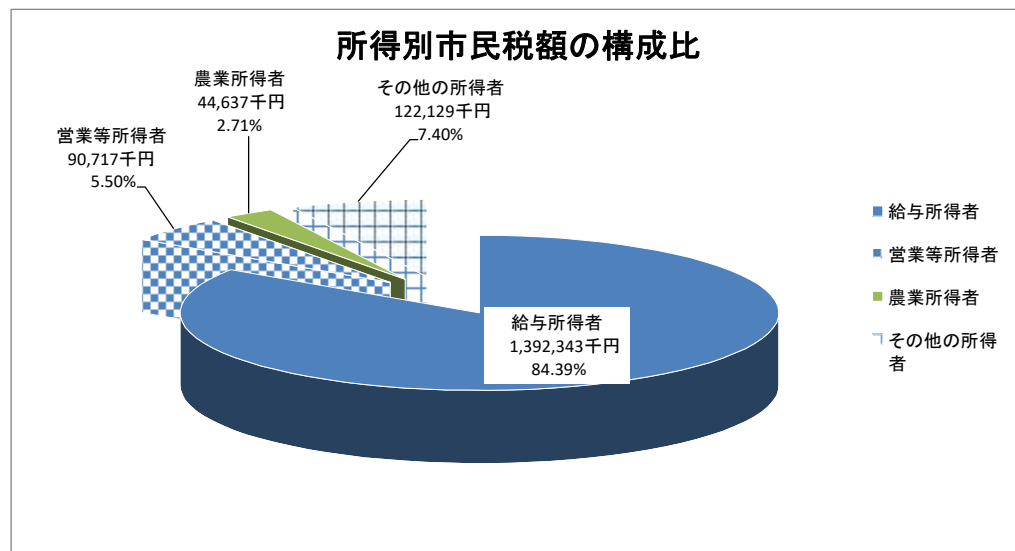
(令和7年7月1日現在 単位:人、千円、%)

所得区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人あたり 平均税額 G/F	税額 構成比
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A+C)	税額 (B+D+E)		
	A	B	C	D	E	F	G		
給与所得者	1,165	3,495	14,956	44,868	1,343,980	16,121	1,392,343	86	84.4
営業等所得者	221	663	689	2,067	87,987	910	90,717	100	5.5
農業所得者	85	255	280	840	43,542	365	44,637	122	2.7
その他の所得者	907	2,721	2,028	6,084	113,324	2,935	122,129	42	7.4
計	2,378	7,134	17,953	53,859	1,588,833	20,331	1,649,826	81	100.0

出典 課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調



納税義務者合計 20,331 人



市民税総額 1,649,826 千円

(5) 令和7年度 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和7年7月1日現在 単位：人)

課税標準額の段階 \ 区分	給与所得	営業等所得	農業所得	その他の所得	分離譲渡所得	合計
1千円を超え 10万円以下	513	41	13	235	43	845
10万円を超え 100万円以下	5,661	279	111	1,298	40	7,389
100万円を超え 200万円以下	5,153	146	52	253	23	5,627
200万円を超え 300万円以下	2,017	74	31	46	14	2,182
300万円を超え 400万円以下	973	44	19	30	13	1,079
400万円を超え 550万円以下	351	37	16	26	15	445
550万円を超え 700万円以下	65	23	12	13	6	119
700万円を超え 1千万円以下	52	13	8	13	12	98
1千万円を超える 金額	107	20	15	11	16	169
合計	14,892	677	277	1,925	182	17,953

出典 課税状況調_第5表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【給与所得者】

課税状況調_第6表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【営業等所得者】

課税状況調_第7表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【農業所得者】

課税状況調_第9表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【その他の所得者】

課税状況調_第11表 課税標準額段階別所得割額等に関する調【分離課税をした者に係る分】

※課税標準額

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額のこと。

(6) 各種所得の推移

■ 個人の市民税の所得割を納める者（納税義務者数）

(単位：人、%)

区分	3		4		5		6		7	
	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比	義務者	構成比
給与所得者	14,557	82.9	14,760	83.1	14,771	83.9	13,814	85.5	14,956	83.3
営業等所得者	827	4.7	789	4.4	743	4.2	645	4.0	689	3.8
農業所得者	289	1.6	283	1.6	225	1.3	201	1.2	280	1.6
その他所得者	1,888	10.8	1,931	10.9	1,875	10.6	1,509	9.3	2,028	11.3
合 計	17,561	100.0	17,763	100.0	17,614	100.0	16,169	100.0	17,953	100.0

出典 課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

■ 個人の市民税の所得割を納める者（所得割額）

(単位：千円、%)

区分	3		4		5		6		7	
	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比	所得割額	構成比
給与所得者	1,187,810	83.1	1,227,163	81.9	1,258,913	84.8	1,150,406	73.8	1,343,980	84.6
営業等所得者	99,828	7.0	102,744	6.9	90,803	6.1	81,465	5.2	87,987	5.5
農業所得者	40,697	2.8	45,016	3.0	30,548	2.1	29,763	1.9	43,542	2.7
その他所得者	100,977	7.1	123,469	8.2	103,969	7.0	297,575	19.1	113,324	7.1
合 計	1,429,312	100.0	1,498,392	100.0	1,484,233	100.0	1,559,209	100.0	1,588,833	100.0

出典 課税状況調_第2表 個人の市町村民税の納税義務者等に関する調

■ 退職所得者の分離課税に係る所得割額等

(単位：千円、人)

調定月	3		4		5		6		7	
	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者	税額	義務者
4月	494	31	968	14	491	16	421	18	1,761	18
5月	1,624	18	3,604	28	2,418	32	2,597	31	1,794	27
6月	74	1	665	2	158	1	2,295	8	5	1
7月	1,227	1	5,871	6	693	6	585	3	-	-
8月	158	1	547	3	4	1	583	6	-	-
9月	0	0	574	9	460	7	821	5	-	-
10月	464	7	0	0	133	5	261	4	-	-
11月	147	3	126	3	87	1	203	2	-	-
12月	174	1	173	1	15	3	474	3	-	-
1月	666	2	538	4	567	2	2,186	6	-	-
2月	310	3	129	1	95,446	6	248	3	-	-
3月	1,755	13	2,106	21	1,893	8	1,279	19	-	-
合 計	7,093	81	15,301	92	102,365	88	11,953	108	3,560	46

出典 課税状況調_第20表 退職所得の分離課税に係る所得割額等に関する調

(7) 地方税ポータルシステム利用状況

■ 電子申告利用件数

(単位：件、%)

年度		4	5	6	7
給与支払 報告書	利用件数 A	11,469	12,184	12,771	13,383
	全体件数 B	24,587	25,562	25,634	25,783
	A/B	46.6	47.7	49.8	51.9
年金支払 報告書	利用件数 A	23,963	23,736	23,370	23,229
	全体件数 B	24,010	23,941	23,499	23,314
	A/B	99.8	99.1	99.5	99.6
法人市民税 (確定、予定、 修正、更正)	利用件数 A	1,348	1,409	1,404	1,436
	全体件数 B	1,543	1,636	1,663	1,667
	A/B	87.4	86.1	84.4	86.1
償却資産 (申告)	利用件数 A	839	893	916	959
	全体件数 B	1,842	1,839	1,886	1,810
	A/B	45.5	48.6	48.6	53.0
計	利用件数 A	37,619	38,222	38,461	39,007
	全体件数 B	51,982	52,978	52,682	52,574
	A/B	72.4	72.1	73.0	74.2

出典 電子申告利用率等調査

■ 国税連携利用件数

(単位：件)

年度	4	5	6	7
確定申告書 (e-Tax)	12,160	10,822	10,152	10,633

※国税連携

確定申告書や法定調書など、国税庁が保有する情報を電子データで連携する仕組みのこと。

(8) 寄付金・寄付金税額控除の推移

■ 寄付件数・寄付額・寄付金税額控除額

(単位：人、千円)

年度		4	5	6	7
寄付金特例 控除対象※1	人数	904	1,119	1,308	1,428
	寄付金額	111,446	225,246	140,123	105,311
	控除額	34,464	40,489	60,436	47,351
	うち ワンストップ 特例				
	人数	425	620	742	798
	寄付金額	16,403	24,245	30,210	33,919
特例控除 対象外※2	人数	53	46	42	39
	寄付金額	2,611	2,120	1,608	1,344
	控除額	74	88	32	50
計	人数	941	1,150	1,336	1,458
	寄付金額	114,057	227,366	141,731	106,655
	控除額	34,538	40,577	60,468	47,401

出典 課税状況調_第42表 寄付金税額控除に関する調べ

※1 ふるさと納税を含む寄付金特例控除対象となる寄付金

※2 共同募金会、日本赤十字社または特例控除対象外の都道府県等に対する寄付、条例寄付等

(9) 小林市が開設する申告会場における申告相談件数の推移

(単位：件)

電送率：11.7

年	地区	住民税申告	確定申告(A)		合計	電送率(B／A)
				うち電送(B)		
7	小林	1,147	886	885	2,033	99.89
	須木	133	107	107	240	100.00
	野尻	458	290	290	748	100.00
	合計	1,738	1,283	1,282	3,021	99.92
6	小林	1,098	980	978	2,078	99.80
	須木	133	136	136	269	100.00
	野尻	395	353	353	748	100.00
	合計	1,626	1,469	1,467	3,095	99.86
5	小林	1,135	1,001	754	2,136	75.32
	須木	136	133	133	269	100.00
	野尻	408	319	317	727	99.37
	合計	1,679	1,453	1,204	3,132	82.86
4	小林	1,046	924	518	1,970	56.06
	須木	134	132	0	266	0.00
	野尻	483	416	0	899	0.00
	合計	1,663	1,472	518	3,135	35.19
3	小林	1,003	936	637	1,939	68.06
	須木	137	126	0	263	0.00
	野尻	486	454	105	940	23.13
	合計	1,626	1,516	742	3,142	48.94
2	小林	937	1,014	685	1,951	67.55
	須木	143	129	2	272	1.55
	野尻	498	455	107	953	23.52
	合計	1,578	1,598	794	3,176	49.69

※電送

専用回線を利用して、確定申告書を税務署へデータ引継を行うこと。

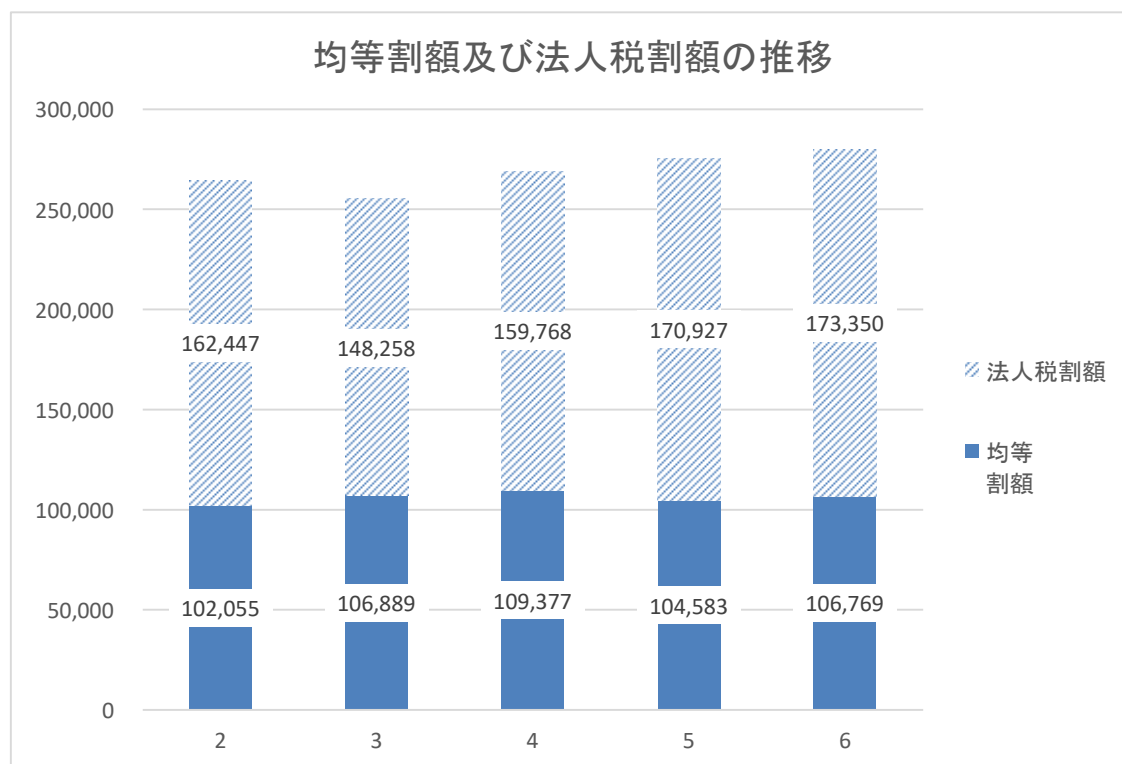
(10) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度7月1日現在 単位：社、千円、%)

年度 区分		2	3	4	5	6
均等割額	法人数	1,070	1,097	1,108	1,114	1,117
	調定額	102,055	106,889	109,377	104,583	106,769
法人税割額	法人数	299	335	331	324	309
	調定額	162,447	148,258	159,768	170,927	173,350
合計調定額		264,502	255,147	269,145	275,510	280,119
合計調定額の対前年比			96.5	105.5	102.4	101.7

出典 課税状況調_第32表 市町村民税の法人税割に関する調

課税状況調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調



(11) 法人市民税均等割納税義務者数

(各年度7月1日現在、単位：社)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
第9号	2	3	4	4	3
第8号	1	1	0	0	1
第7号	56	54	54	56	57
第6号	3	3	3	4	6
第5号	39	39	43	41	36
第4号	9	11	10	8	11
第3号	171	179	174	177	171
第2号	16	14	14	14	13
第1号	773	793	806	810	819
合計	1,070	1,097	1,108	1,114	1,117

出典 課税状況調_第48表 市町村民税の法人均等割に関する調

(12) 事業種別法人数

(単位：社)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
卸売・小売業	259	261	260	262	253
建設業	184	190	195	198	201
サービス業	136	139	138	136	137
製造業	104	105	103	96	99
農業	102	106	106	101	102
医療・福祉	70	71	72	75	75
飲食店・宿泊業	52	54	57	58	60
金融・保険業	31	34	36	37	36
不動産業	31	34	34	35	37
運輸業	19	20	19	20	19
複合サービス業	19	19	19	20	19
電気・ガス ・水道・熱供給業	18	20	21	20	20
林業・狩猟業	14	16	19	22	23
教育・学習支援	10	9	9	9	10
情報通信業	8	7	7	10	12
漁業・水産養殖業	3	3	3	3	1
分類不能の産業	10	9	10	12	13
合計	1,070	1,097	1,108	1,114	1,117

出典 基幹系システムにおける汎用抽出(法人)ファイル作成処理より抽出

3. 固定資産税・都市計画税

(1) 固定資産税納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分 \ 年度			3	4	5	6	7
免税点 以上	個人	土地	16,975	16,959	16,957	16,776	16,740
		家屋	17,695	17,655	17,629	17,567	17,481
		償却資産	316	328	331	317	314
	法人	土地	652	686	712	722	737
		家屋	584	625	634	641	643
		償却資産	594	665	684	709	716
	計	土地	17,627	17,645	17,669	17,498	17,477
		家屋	18,279	18,280	18,263	18,208	18,124
		償却資産	910	993	1,015	1,026	1,030
免税点 未満	個人	土地	9,843	9,776	9,607	9,644	9,485
		家屋	1,166	1,131	1,103	1,082	1,066
		償却資産	201	196	218	237	243
	法人	土地	163	160	153	164	159
		家屋	44	16	16	16	15
		償却資産	561	523	536	544	545
	計	土地	10,006	9,936	9,760	9,808	9,644
		家屋	1,210	1,147	1,119	1,098	1,081
		償却資産	762	719	754	781	788
合計	個人	土地	26,818	26,735	26,564	26,420	26,225
		家屋	18,861	18,786	18,732	18,649	18,547
		償却資産	517	524	549	554	557
	法人	土地	815	846	865	886	896
		家屋	628	641	650	657	658
		償却資産	1,155	1,188	1,220	1,253	1,261
	計	土地	27,633	27,581	27,429	27,306	27,121
		家屋	19,489	19,427	19,382	19,306	19,205
		償却資産	1,672	1,712	1,769	1,807	1,818

出典 概要調書第1表、第21表、第69表

※償却資産

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと

※免税点

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限のこと。

(同一人単位：土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(2) 都市計画税納税義務者数の推移

(各年度4月1日現在、単位：人)

区分 \ 年度			3	4	5	6	7
免税点 以上	個人	土地	8,407	8,418	8,452	8,388	8,425
		家屋	8,739	8,734	8,753	8,737	8,722
	法人	土地	349	365	374	376	380
		家屋	346	371	373	379	382
	計	土地	8,756	8,783	8,826	8,764	8,805
		家屋	9,085	9,105	9,126	9,116	9,104
免税点 未満	個人	土地	1,669	1,671	1,630	1,680	1,661
		家屋	376	358	347	339	329
	法人	土地	48	47	45	48	48
		家屋	6	3	3	3	1
	計	土地	1,717	1,718	1,675	1,728	1,709
		家屋	382	361	350	342	330
合計	個人	土地	10,076	10,089	10,082	10,068	10,086
		家屋	9,115	9,092	9,100	9,076	9,051
	法人	土地	397	412	419	424	428
		家屋	352	374	376	382	383
	計	土地	10,473	10,501	10,501	10,492	10,514
		家屋	9,467	9,466	9,476	9,458	9,434

出典 概要調書第52表

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

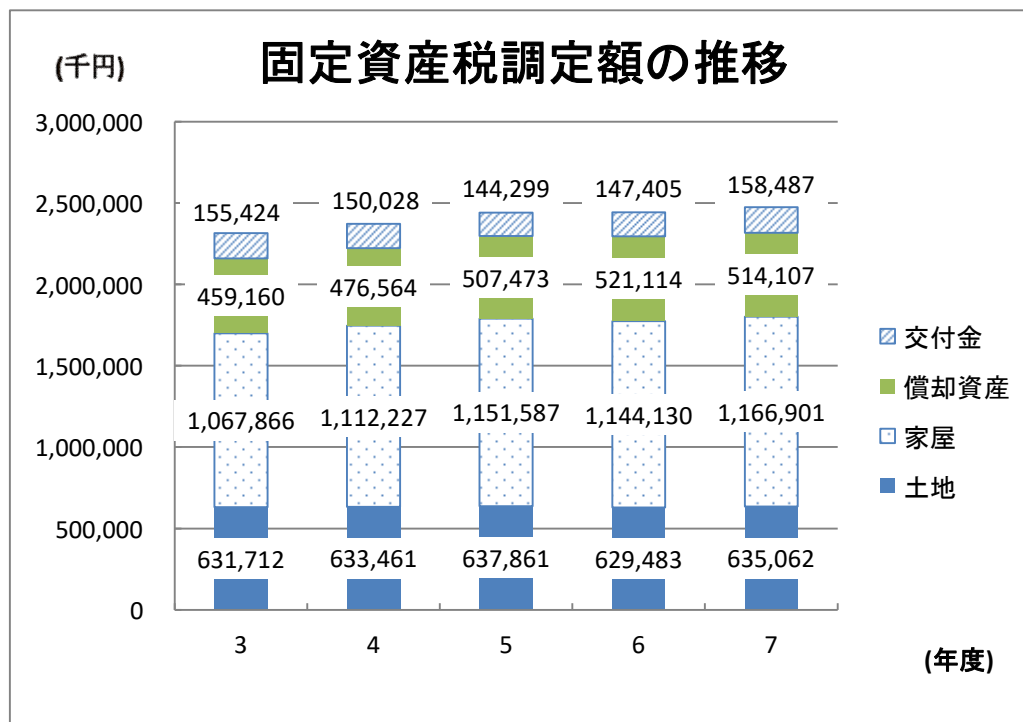
(各年度4月1日現在、単位：千円)

年度 区分		3	4	5	6	7
固定資産税	土地	631,712	633,461	637,861	629,483	635,062
	家屋	1,067,866	1,112,227	1,151,587	1,144,130	1,166,901
	償却資産	459,160	476,564	507,473	521,114	514,107
	小計	2,158,738	2,222,252	2,296,921	2,294,727	2,316,070
交付金		155,424	150,028	144,299	147,405	158,487
合計		2,314,162	2,372,280	2,441,220	2,442,132	2,474,557

出典 更正集計表

※交付金

「(14) 国有資産等所在市町村交付金」を参照。

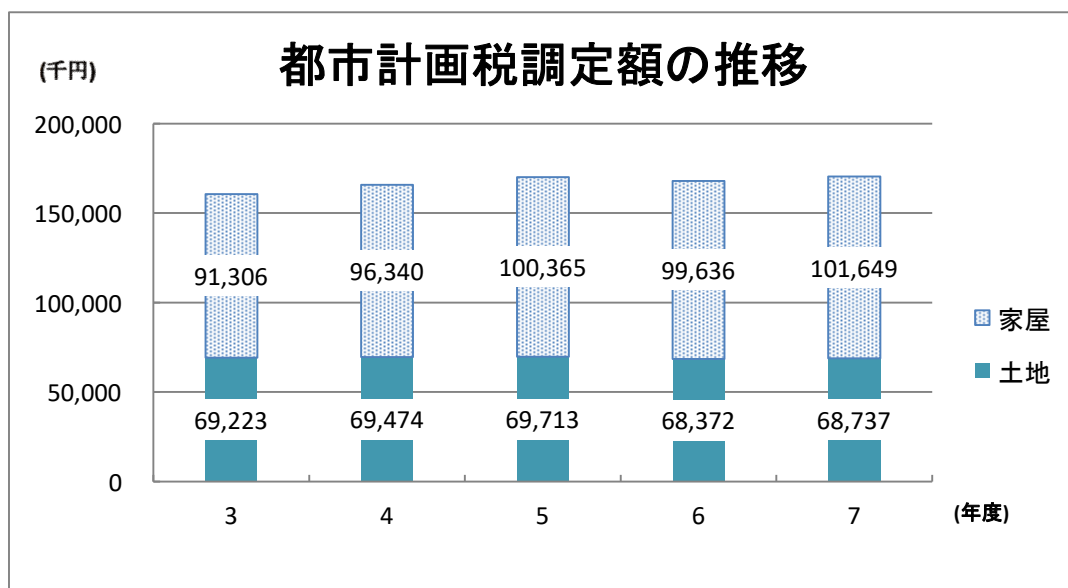


(4) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度4月1日現在、単位：千円)

年度 区分	3	4	5	6	7
土地	69,223	69,474	69,713	68,372	68,737
家屋	91,306	96,340	100,365	99,636	101,649
合計	160,529	165,814	170,078	168,008	170,386

出典 更正集計表



(5) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和7年4月1日現在、免税点以上)

区分	納税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
土地	17,477	146,123	165,400,867	100,826,637	45.1
家屋	18,124	49,794	4,517,727	84,877,439	38.0
償却資産	1,030	－	－	37,833,847	16.9
市評価分	1,024	－	－	25,150,515	11.3
国・県配分	6	－	－	12,683,332	5.7
合計	36,631	195,917	169,918,594	223,537,923	100.0

出典 概要調書第1～2表、第21～22表、第69～70表

※決定価格

固定資産税を課税するために決定した価格（固定資産税評価額）。

※償却資産 市評価分

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき市が評価したもの。

※償却資産 国・県配分

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により総務大臣又は県知事が指定し、総務省令に基づき市に配分したもの。

(6) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和7年4月1日現在、免税点以上)

区分	納税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
土地	8,805	24,541	12,798,000	60,817,868	54.2
家屋	9,104	19,904	1,964,102	51,336,285	45.8
合計	17,909	44,445	14,762,102	112,154,153	100.0

出典 概要調書第52～54表

(7) 土地・地目別集計表

(令和7年4月1日現在、免税点以上、単位：筆、㎡、千円)

地目 \ 区分		筆数	地積	決定価格
田		19,959	21,832,221	2,338,358
畑		28,250	43,569,894	2,027,130
宅地	住宅用地	42,734	11,806,220	59,445,328
	非住宅用地	6,802	6,249,660	25,710,031
	計	49,536	18,055,880	85,155,359
池沼		55	36,447	8,364
山林		33,651	69,954,391	2,107,007
原野		9,653	7,921,150	121,911
雑種地		4,950	3,447,726	9,044,811
その他（牧場等）		69	583,158	23,697
合計		146,123	165,400,867	100,826,637

出典 概要調書第2表

(8) 木造家屋・種類別集計表

(令和7年4月1日現在、免税点以上、単位：棟、㎡、千円)

種類 \ 区分		棟数	床面積	決定価格
住宅	戸建形式	25,079	2,120,766	41,766,633
	集合形式	183	56,885	2,323,892
	併用	863	69,942	896,964
	計	26,125	2,247,593	44,987,489
旅館・ホテル		111	5,382	67,297
事務所・店舗		704	50,864	1,245,474
劇場・病院		21	3,446	132,149
工場・倉庫		247	27,686	241,407
附属家		13,589	607,319	1,801,844
合計		40,797	2,942,290	48,475,660

出典 概要調書第24表

(9) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和7年4月1日現在、免税点以上、単位：棟、㎡、千円)

種類 \ 区分	棟数	床面積	決定価格
事務所・店舗	973	262,340	10,109,605
住宅用建物	1,111	179,934	6,395,738
病院・ホテル	118	109,576	8,366,981
工場・倉庫	2,704	666,938	9,045,413
その他	4,091	356,649	2,484,042
合計	8,997	1,575,437	36,401,779

出典 概要調書第25～30表

(10) 新增築家屋棟数の推移

(各年度4月1日現在、単位：棟)

年度 \ 区分		3	4	5	6	7
木造	新築	145	167	145	143	110
	増築	9	5	9	5	3
	計	154	172	154	148	113
木造以外	新築	31	20	40	30	13
	増築	0	0	1	0	0
	計	31	20	41	30	13
合計	新築	176	187	185	173	123
	増築	9	5	10	5	3
	計	185	192	195	178	126

出典 概要調書第31～32表

(11) 減少分家屋棟数の推移

(各年度4月1日現在、単位：棟)

年度 \ 区分	3	4	5	6	7
木造	313	432	455	426	382
木造以外	60	91	76	83	94
合計	373	523	531	509	476

出典 概要調書第33～34表

(12) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和7年4月1日現在、単位：千円)

種類 \ 区分		決定価格	課税標準額	
				うち公益事業等特例分
市 評 価 分	構築物	6,693,192	6,421,292	295,501
	機械及び装置	14,609,582	14,453,330	88,219
	船舶	21	21	0
	航空機	0	0	0
	車両及び運搬具	27,583	27,583	0
	工具・器具・備品	3,820,137	3,795,488	12,903
	計	25,150,515	24,697,714	396,623
国・県配分		12,683,332	12,680,967	－
合計		37,833,847	37,378,681	396,623

出典 概要調書第70表

(13) 都市計画税の充当状況

(単位：千円、%)

年度			3 (決算)	4 (決算)	5 (決算)	6 (決算)	7 (予算)
区分							
都市計画事業費等		街路	7	48,429	323,620	179,710	388,281
		公園	32,286	112,102	1,025,206	970,579	2,961,373
		下水道	131,209	225,957	241,187	99,521	152,269
		その他	120,967	4,724	0	0	0
		市街地開発事業	0	0	0	0	0
		都市計画事業 計 A	284,469	391,212	1,590,013	1,249,810	3,501,923
		土地区画整理事業 B	0	0	0	0	0
		地方債償還額 C	560,645	500,243	457,291	419,252	408,926
		合計 (A+B+C) D	845,114	891,455	2,047,304	1,669,062	3,910,849
D の財源内訳		地 方 債 E	172,700	168,500	747,000	621,700	1,758,600
		支 出 金 F	79,310	130,453	741,091	607,942	1,707,349
		負担金その他 G	8,395	4,526	7,592	3,468	2,044
		都市計画税収入額 H	160,596	165,391	169,835	167,923	164,984
		減収補填特別交付金 (令和3年度のみ) I	2,884				
		一般財源等 J D - (E+F+G+H+I)	421,229	422,585	381,786	268,029	277,872
		合 計 K	845,114	891,455	2,047,304	1,669,062	3,910,849
充当割合 $\frac{H+I}{H+I+J}$ L			28.0	28.1	30.8	38.5	37.3

出典 都市計画税の課税状況等の調

(注) 充当割合は、「都市計画事業費等」に充当された一般財源のうち、都市計画税が占める割合（減収補填特別交付金を含む）。

$$\text{充当割合 } L = \frac{\text{都市計画税収入額 } H + I}{\text{都市計画事業費等に充当された一般財源 } H + I + J} \times 100$$

(14) 国有資産等所在市町村交付金調定額の推移

(単位：千円)

所有者 \ 年度	3	4	5	6	7
九州森林管理局	67,551	65,036	62,558	64,071	65,670
農林水産省	356	339	323	345	329
宮崎市上下水道局	33,400	32,830	32,260	31,690	40,944
九州財務局	156	206	193	181	170
宮崎県企業局	49,444	47,262	44,765	47,048	47,518
宮崎県	4,517	4,355	4,200	4,070	3,856
合計	155,424	150,028	144,299	147,405	158,487

※国有資産等所在市町村交付金

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの（宿舎等）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金のこと。

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

役職名	氏名	任期
委員長	塚田 徳義	令和6年5月10日 ～ 令和9年5月9日
委員	瀬戸山 雅光	令和6年5月10日 ～ 令和9年5月9日
委員	椎屋 三八子	令和6年5月10日 ～ 令和9年5月9日

※固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置される委員会のこと。

[illegible]

4． 諸税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

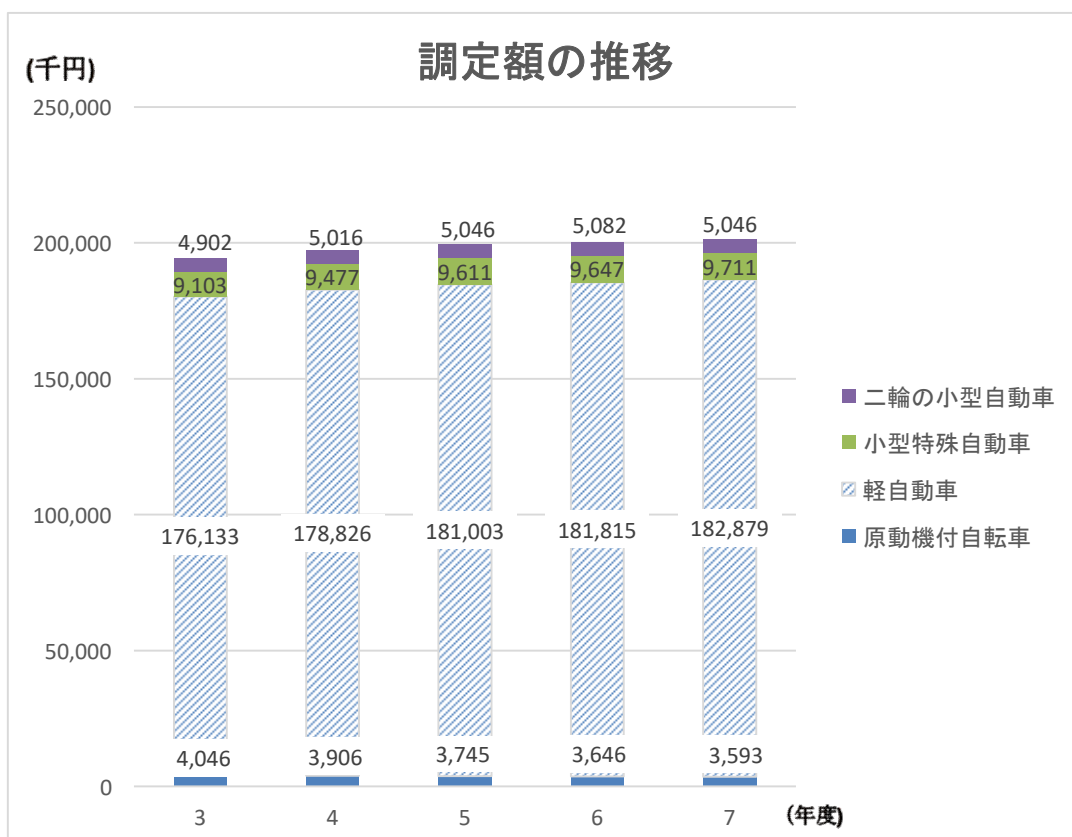
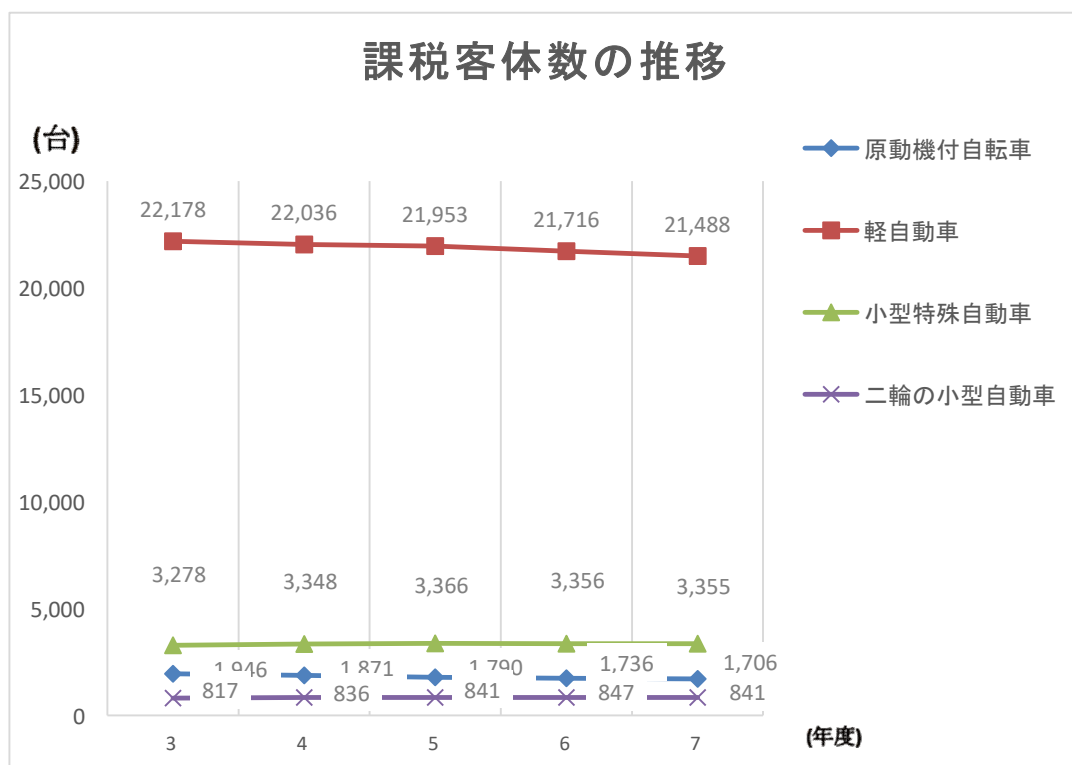
■ 現年度課税分

(各年度7月1日現在 単位：台、千円)

年度			3		4		5		6		7			
台数・調定額			台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額		
原動機付自転車	5 0 cc以下		1, 557	3, 114	1, 470	2, 940	1, 396	2, 792	1, 322	2, 644	1, 272	2, 544		
	5 0 cc超 9 0 cc以下		102	204	106	212	102	204	104	208	108	216		
	9 0 cc超		257	617	260	624	255	612	272	653	287	689		
	ミニカー		30	111	35	130	37	137	38	141	39	144		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		567	2, 041	593	2, 135	586	2, 110	592	2, 131	602	2, 167		
	軽三輪	旧税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		新税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		重課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		25%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	四輪	乗用	営業用	旧税率	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				新税率	1	7	1	7	1	7	1	7	1	7
				重課	0	0	0	0	1	8	1	8	2	16
				75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				25%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用	自家用	旧税率	5, 809	41, 825	5, 065	36, 468	4, 313	31, 054	3, 610	25, 992	2, 892	20, 822
				新税率	3, 653	39, 452	4, 579	49, 453	5, 197	56, 128	5, 692	61, 474	6, 270	67, 716
				重課	3, 700	47, 730	3, 779	48, 749	3, 824	49, 330	3, 859	49, 781	3, 884	50, 104
				75%軽課	0	0	0	0	18	49	5	14	3	8
				50%軽課	43	232	0	0	0	0	0	0	0	0
				25%軽課	372	3, 013	0	0	0	0	0	0	0	0
		貨物	営業用	旧税率	16	48	15	45	13	39	11	33	7	21
				新税率	22	84	27	103	30	114	29	110	25	95
				重課	19	86	16	72	17	77	16	72	17	77
				75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				50%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				25%軽課	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
			自家用	旧税率	2, 192	8, 768	1, 914	7, 656	1, 595	6, 380	1, 263	5, 052	972	3, 888
				新税率	1, 809	9, 045	2, 144	10, 720	2, 441	12, 205	2, 681	13, 405	2, 901	14, 505
				重課	3, 954	23, 724	3, 903	23, 418	3, 917	23, 502	3, 956	23, 736	3, 908	23, 448
				75%軽課	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5
				50%軽課	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
				25%軽課	19	72	0	0	0	0	0	0	0	0
	雪上車		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小型特殊自動車	農耕作業用	2, 925	7, 020	2, 936	7, 046	2, 928	7, 027	2, 901	6, 962	2, 881	6, 914			
	その他	353	2, 083	412	2, 431	438	2, 584	455	2, 685	474	2, 797			
二輪の小型自動車			817	4, 902	836	5, 016	841	5, 046	847	5, 082	841	5, 046		
合計			28, 219	194, 184	28, 091	197, 225	27, 950	199, 405	27, 655	200, 190	27, 390	201, 229		
前年比					99. 5	101. 6	99. 5	101. 1	98. 9	100. 4	99. 0	100. 5		

出典 課税状況調_第33表 軽自動車税（種別割）に関する調

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移(グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び課税本数の推移

(各年度実績、単位：千円、千本、%)

年度 区分		2	3	4	5	6
調定額		334,001	361,124	384,140	384,425	374,951
対前年比		100.6	108.1	106.4	100.1	97.5
課税本数		61,190	57,016	57,416	58,629	57,227
旧3級品以外		61,190	57,016	57,416	58,629	57,227
旧3級品						
対前年比		95.2	93.2	100.7	102.1	97.6
税率	旧3級品以外 (加熱式たばこ、 葉巻たばこ含む)	平成18年7月1日から平成22年9月30日まで 3,298円/千本				
		平成22年10月1日から平成25年3月31日まで 4,618円/千本				
		平成25年4月1日から平成30年9月30日まで 5,262円/千本				
		平成30年10月1日から令和2年9月30日まで 5,692円/千本				
		令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 6,122円/千本				
		令和3年10月1日から 6,552円/千本				
	旧3級品 (下記対象銘柄) わかば エコ ゴールデンバット しんせい うるま バイオレット	平成18年7月1日から平成22年9月30日まで 1,564円/千本				
		平成22年10月1日から平成25年3月31日まで 2,190円/千本				
		平成25年4月1日から平成28年3月31日まで 2,495円/千本				
		平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 2,925円/千本				
		平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 3,355円/千本				
		平成30年4月1日から令和元年9月30日まで 4,000円/千本				

出典 税務課独自作成のたばこ税システム(エクセル)からのデータ抽出

※手持ち品課税分を除く。

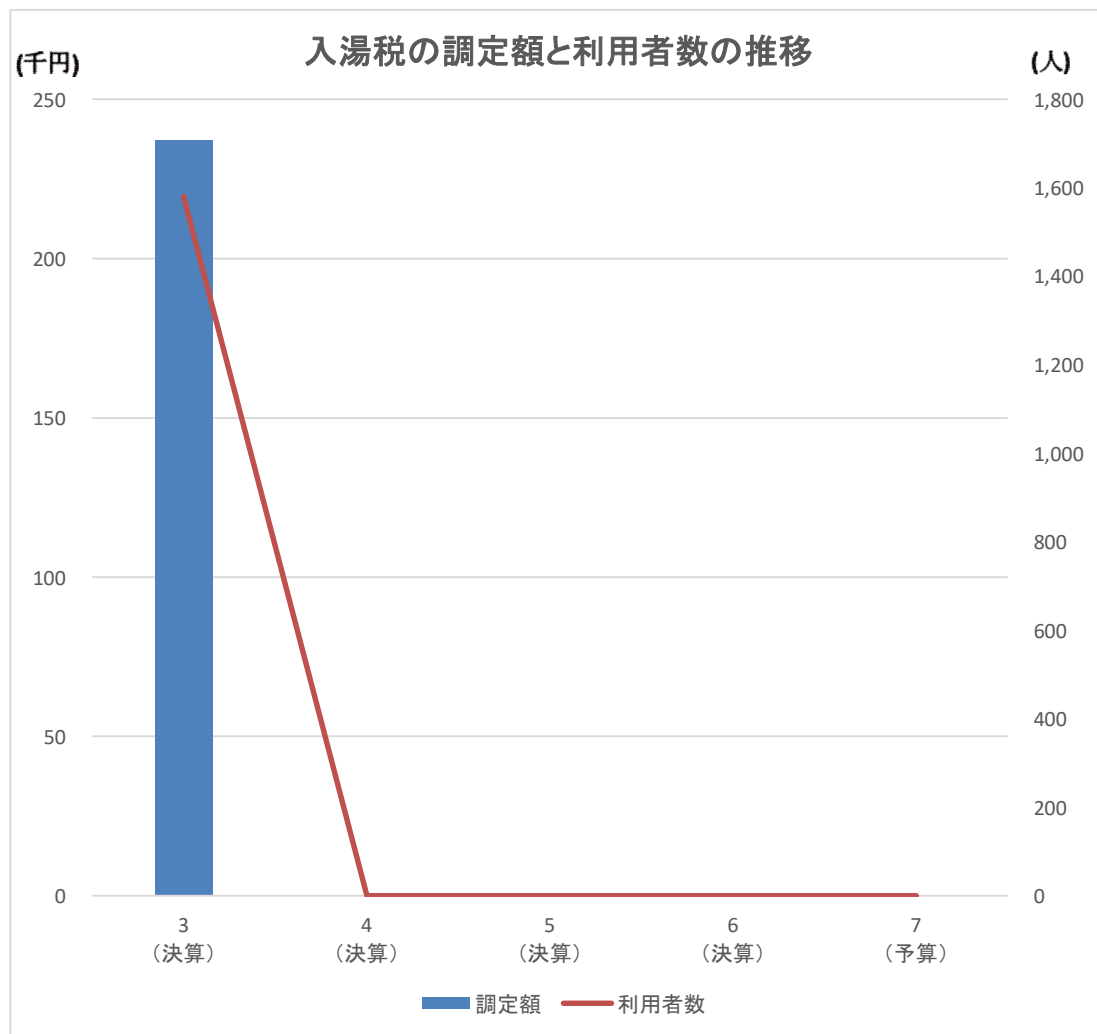
※旧3級品に係る特例税率については平成27年度税制改正により、段階的に廃止され令和元年10月1日以降は旧3級品以外と同率となった。

(4) 入湯税の調定額及び充当状況

(単位：千円、人)

区分 \ 年度		3 (決算)	4 (決算)	5 (決算)	6 (決算)	7 (予算)
調定額		237	0	0	0	0
利用者数		1,580	0	0	0	0
充当額	環境衛生施設の整備	0	0	0	0	0
	観光振興	237	0	0	0	0
	合計	237	0	0	0	0

出典 入湯税の使途状況等に関する調査より入湯税充当に関する調



[illegible]

5. 徵收

(1) 市税決算額

年度			2			3		
税目・区分			調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
現年課税分	市民税	個人	1,549,044	1,535,656	99.1	1,514,003	1,500,359	99.1
		法人	251,547	249,943	99.4	277,730	277,137	99.8
		計	1,800,591	1,785,599	99.2	1,791,733	1,777,496	99.2
	固定資産税	固定資産税	2,240,000	2,202,196	98.3	2,164,008	2,131,388	98.5
		交付金	159,035	159,035	100.0	155,424	155,424	100.0
		計	2,399,035	2,361,231	98.4	2,319,432	2,286,812	98.6
	軽自動車税	種別割	193,071	190,030	98.4	194,167	191,428	98.6
		環境性能割	6,046	6,046	100.0	6,787	6,787	100.0
		計	199,117	196,076	98.5	200,954	198,215	98.6
	市たばこ税		334,973	334,973	100.0	362,125	362,125	100.0
	入湯税		513	513	100.0	237	237	100.0
	都市計画税		166,234	164,470	98.9	160,769	158,958	98.9
	計		4,900,463	4,842,862	98.8	4,835,250	4,783,843	98.9
滞納繰越分	市民税	個人	51,776	17,146	33.1	46,115	16,342	35.4
		法人	1,961	567	28.9	2,948	1,193	40.5
		計	53,737	17,713	33.0	49,063	17,535	35.7
	固定資産税		143,728	26,421	18.4	142,495	29,508	20.7
	軽自動車税 (種別割)		10,215	3,170	31.0	9,527	3,147	33.0
	都市計画税		8,621	1,526	17.7	7,909	1,638	20.7
	計		216,301	48,830	22.6	208,994	51,828	24.8
合計			5,116,764	4,891,692	95.6	5,044,244	4,835,671	95.9

※調定額及び収入済額は、「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政状況調査表06表」に基づく。

※「収入済額」には「還付未済額」を含む。

(単位：千円、%)

4			5			6		
調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率	調定額	収入済額	徴収率
1,586,541	1,569,738	98.9	1,654,486	1,640,906	99.2	1,637,802	1,624,149	99.2
283,742	283,187	99.8	289,287	288,573	99.8	294,351	293,615	99.7
1,870,283	1,852,925	99.1	1,943,773	1,929,479	99.3	1,932,153	1,917,764	99.3
2,225,823	2,189,588	98.4	2,300,804	2,265,474	98.5	2,299,053	2,269,955	98.7
150,028	150,028	100.0	144,299	144,299	100.0	147,405	147,405	100.0
2,375,851	2,339,616	98.5	2,445,103	2,409,773	98.6	2,446,458	2,417,360	98.8
197,190	194,251	98.5	199,632	197,629	99.0	200,199	198,622	99.2
8,942	8,942	100.0	7,086	7,086	100.0	9,070	9,070	100.0
206,132	203,193	98.6	206,718	204,715	99.0	209,269	207,692	99.2
384,139	384,139	100.0	384,425	384,425	100.0	374,951	374,951	100.0
0	0	-	0	0	-	0	0	-
165,929	164,108	98.9	169,842	168,161	99.0	168,187	166,463	99.0
5,002,334	4,943,981	98.8	5,149,861	5,096,553	99.0	5,131,018	5,084,230	99.1
38,445	14,472	37.6	37,543	14,648	39.0	35,086	15,682	44.7
1,507	105	7.0	1,483	609	41.1	1,069	767	71.7
39,952	14,577	36.5	39,026	15,257	39.1	36,155	16,449	45.5
125,205	22,648	18.1	122,811	23,591	19.2	118,116	23,204	19.6
8,048	3,139	39.0	7,265	3,176	43.7	5,268	2,090	39.7
6,466	1,283	19.8	5,601	1,674	29.9	4,798	1,460	30.4
179,671	41,647	23.2	174,703	43,698	25.0	164,337	43,203	26.3
5,182,005	4,985,628	96.2	5,324,564	5,140,251	96.5	5,295,355	5,127,433	96.8

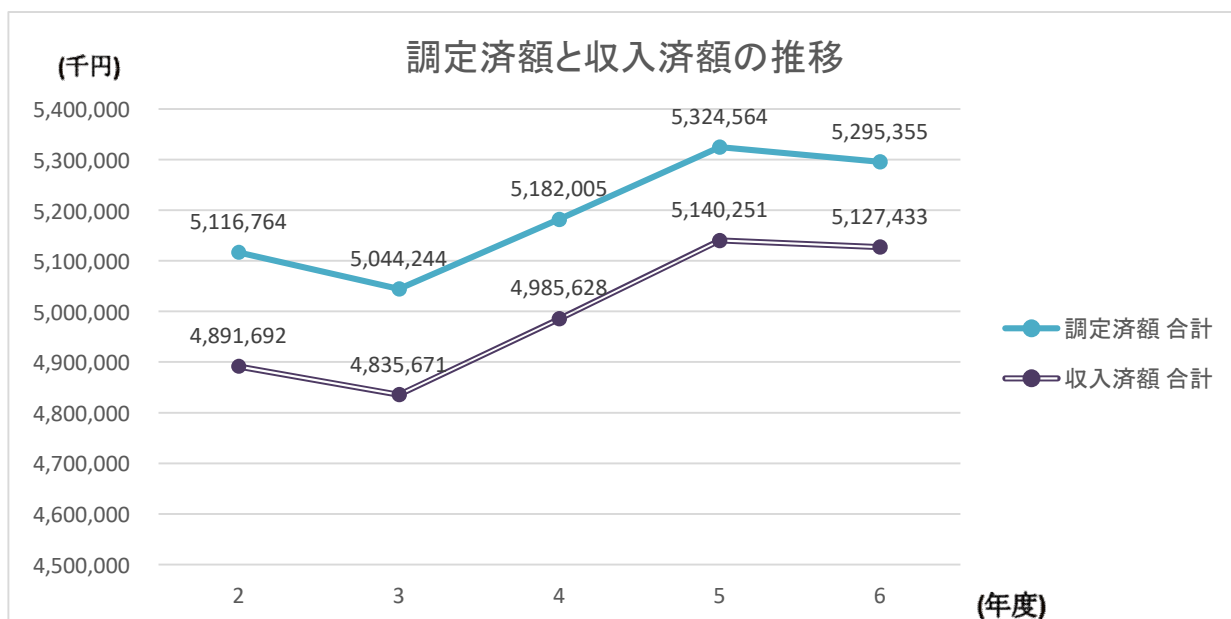
(2) 市税調定額及び徴収率等一覧表

(単位：千円、%)

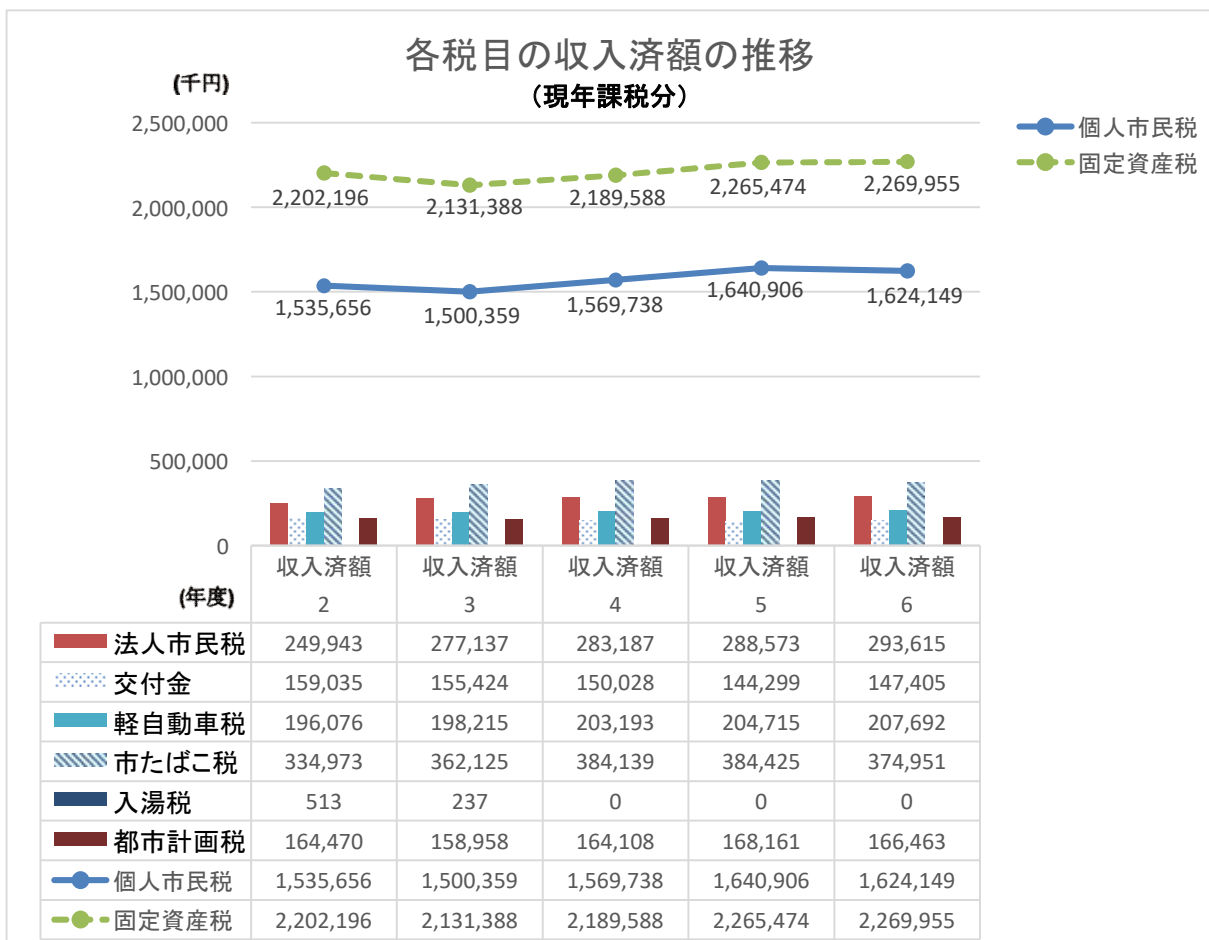
区分 \ 年度		2	3	4	5	6
調定 済額	現年度課税分 A	4,900,463	4,835,250	5,002,334	5,149,861	5,131,018
	滞納繰越分 B	216,301	208,994	179,671	174,703	164,337
	合計 C	5,116,764	5,044,244	5,182,005	5,324,564	5,295,355
	Cのうち徴収猶予 D	14,466	929	0	0	0
	Dのうち現年度課税分	14,416	0	0	0	0
収入 済額	現年度課税分 E	4,842,862	4,783,843	4,943,981	5,096,553	5,084,230
	滞納繰越分 F	48,830	51,828	41,647	43,698	43,203
	合計 G	4,891,692	4,835,671	4,985,628	5,140,251	5,127,433
不納欠損額 H		11,023	25,635	21,082	19,163	17,790
収入未済額 (C - G - H) I		214,049	182,938	175,295	165,150	150,132
徴収 率	現年度課税分 (E/A)	98.8	98.9	98.8	99.0	99.1
	滞納繰越分 (F/B)	22.6	24.8	23.2	25.0	26.3
	合計 (G/C)	95.6	95.9	96.2	96.5	96.8

※調定額及び収入済額は「市町村税の決算状況速報」及び「地方財政状況調査表06表」に基づく。

※「収入済額」には「還付未済額」を含む。



(3) 各税目の調定額及び収入済額の推移

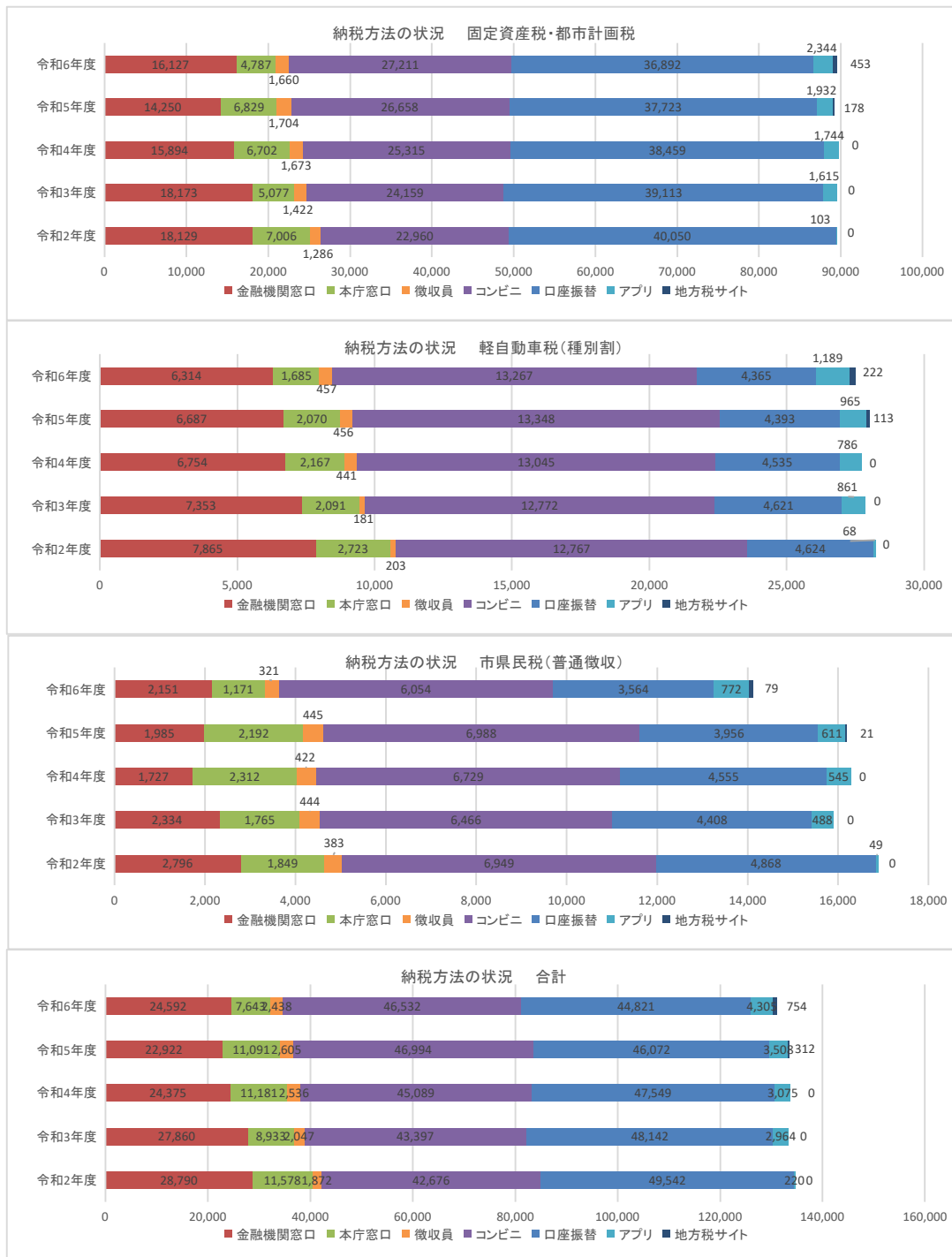


(4) 納税方法の状況

税目	方法	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)	(件)	(%)
固定資産税・都市計画税	金融機関窓口	18,129	20.2	18,173	20.3	15,894	17.7	14,250	16.0	16,127	18.0
	本庁窓口	7,006	7.8	5,077	5.7	6,702	7.5	6,829	7.6	4,787	5.4
	徴収員	1,286	1.4	1,422	1.6	1,673	1.9	1,704	1.8	1,660	1.9
	コンビニ	22,960	25.7	24,159	27.0	25,315	28.2	26,658	30.0	27,211	30.4
	口座振替	40,050	44.8	39,113	43.6	38,459	42.8	37,723	42.2	36,892	41.2
	アプリ	103	0.1	1,615	1.8	1,744	1.9	1,932	2.2	2,344	2.6
	地方税サイト	-	-	-	-	-	-	178	0.2	453	0.5
	計	89,534	100	89,559	100	89,787	100	89,274	100	89,474	100
軽自動車税（種別割）	金融機関窓口	7,865	27.8	7,353	26.4	6,754	24.4	6,687	23.9	6,314	23.0
	本庁窓口	2,723	9.6	2,091	7.5	2,167	7.8	2,070	7.3	1,685	6.1
	徴収員	203	0.7	181	0.6	441	1.6	456	1.6	457	1.7
	コンビニ	12,767	45.3	12,772	45.8	13,045	47.0	13,348	47.6	13,267	48.2
	口座振替	4,624	16.4	4,621	16.6	4,535	16.4	4,393	15.7	4,365	15.9
	アプリ	68	0.2	861	3.1	786	2.8	965	3.4	1,189	4.3
	地方税サイト	-	-	-	-	-	-	113	0.5	222	0.8
	計	28,250	100	27,879	100	27,728	100	28,032	100	27,499	100
市県民税（普通徴収）	金融機関窓口	2,796	16.6	2,334	14.7	1,727	10.6	1,985	12.3	2,151	15.2
	本庁窓口	1,849	10.9	1,765	11.1	2,312	14.2	2,192	13.5	1,171	8.3
	徴収員	383	2.3	444	2.8	422	2.6	445	2.8	321	2.3
	コンビニ	6,949	41.1	6,466	40.6	6,729	41.3	6,988	43.1	6,054	42.9
	口座振替	4,868	28.8	4,408	27.7	4,555	28.0	3,956	24.4	3,564	25.2
	アプリ	49	0.3	488	3.1	545	3.3	611	3.8	772	5.5
	地方税サイト	-	-	-	-	-	-	21	0.1	79	0.6
	計	16,894	100	15,905	100	16,290	100	16,198	100	14,112	100
合 計	金融機関窓口	28,790	21.4	27,860	20.9	24,375	18.2	22,922	17.2	24,592	18.8
	本庁窓口	11,578	8.6	8,933	6.7	11,181	8.4	11,091	8.3	7,643	5.8
	徴収員	1,872	1.4	2,047	1.5	2,536	1.9	2,605	2.0	2,438	1.9
	コンビニ	42,676	31.7	43,397	32.5	45,089	33.7	46,994	35.2	46,532	35.4
	口座振替	49,542	36.7	48,142	36.2	47,549	35.5	46,072	34.5	44,821	34.2
	アプリ	220	0.2	2,964	2.2	3,075	2.3	3,508	2.6	4,305	3.3
	地方税サイト	-	-	-	-	-	-	312	0.2	754	0.6
	計	134,678	100	133,343	100	133,805	100	133,504	100	131,085	100

※金融機関窓口：郵便局を含む金融機関 窓口：税務課及び差押え等 コンビニ：コンビニエンスストア窓口
 アプリ：バーコード対応スマホアプリ 地方税サイト：QRコード対応のクレジットカード払い・ペイジー・
 口座ダイレクト

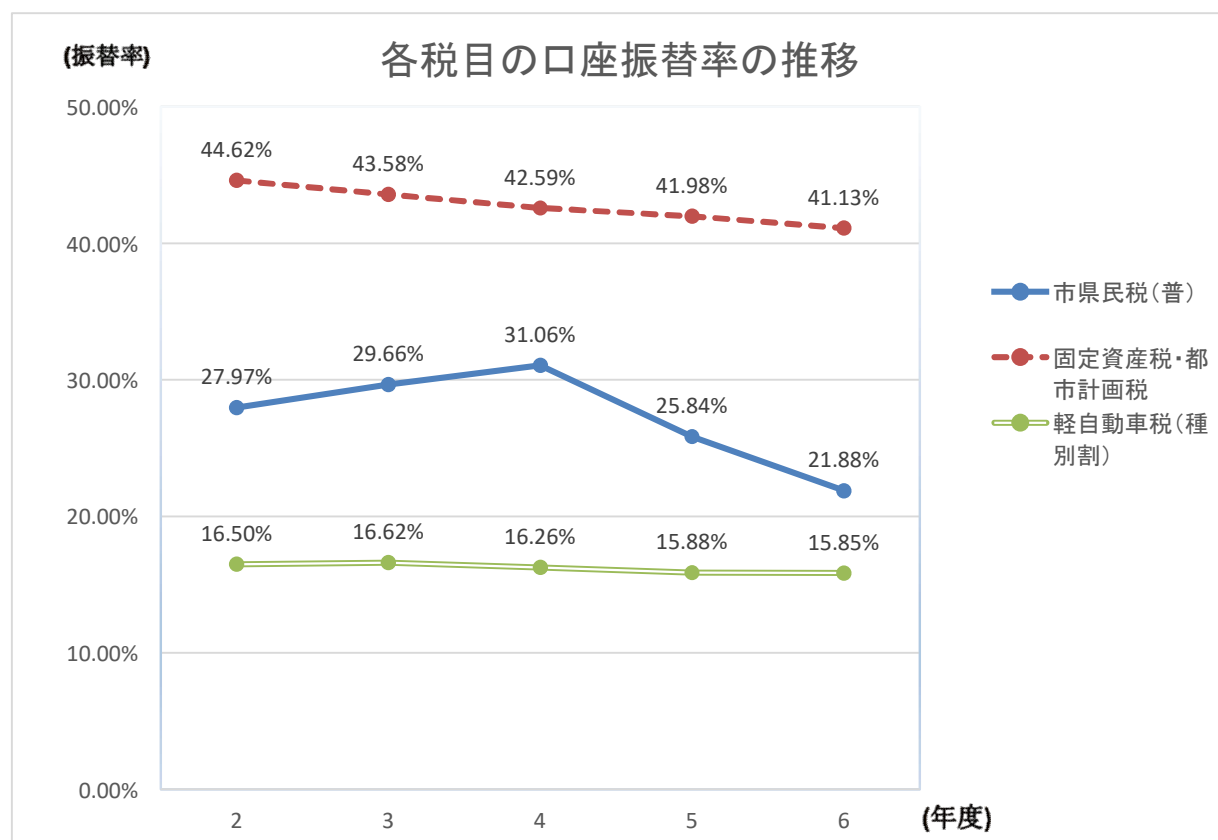
※コンビニ納付は平成27年度開始、アプリ納付（バーコード対応）は平成31（令和元）年度開始、QRコード
 対応は令和5年度開始



(5) 口座振替利用状況

(単位：人、件、%)

区分	税目 \ 年度	2	3	4	5	6
納税義務者	市県民税（普）	5,841	5,071	4,730	4,981	4,794
	固定資産税・都市計画税	23,173	23,138	23,134	23,094	22,979
	軽自動車税（種別割）	29,245	28,624	28,548	28,416	28,049
	合計	58,259	56,833	56,412	56,491	55,822
振替件数	市県民税（普）	1,634	1,504	1,469	1,287	1,049
	固定資産税・都市計画税	10,340	10,083	9,852	9,695	9,451
	軽自動車税（種別割）	4,825	4,756	4,642	4,512	4,447
	合計	16,799	16,343	15,963	15,494	14,947
振替加入率	市県民税（普）	27.97	29.66	31.06	25.84	21.88
	固定資産税・都市計画税	44.62	43.58	42.59	41.98	41.13
	軽自動車税（種別割）	16.50	16.62	16.26	15.88	15.85
	合計	28.84	28.76	28.30	27.43	26.78



(6) コンビニ収納状況

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		2	3	4	5	6
市県民税（普）	件数	6,949	6,466	6,729	6,988	6,054
	金額	135,891	134,147	149,454	151,524	125,645
固定資産税・都市計画税	件数	22,960	24,159	25,315	26,658	27,211
	金額	298,928	306,079	331,590	349,741	357,030
軽自動車税（種別割）	件数	12,767	12,772	13,045	13,348	13,267
	金額	93,936	94,928	99,245	102,639	103,663
合計	件数	42,676	43,397	45,089	46,994	46,532
	金額	528,755	535,154	580,289	603,904	586,338

(7) 滞納処分状況（差押件数及び財産の換価金額）

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		2	3	4	5	6
債権	件数	322	367	419	507	543
	金額	15,090	14,033	13,968	22,042	20,213
不動産	件数	1	0	1	0	0
	金額	0	0	0	0	0
自動車	件数	0	2	0	0	0
	金額	0	89	0	0	0
動産	件数	4	2	4	3	5
	金額	143	3	51	71	23
合計	件数	327	371	424	510	548
	金額	15,233	14,125	14,019	22,113	20,236

※税額には、本税のほか督促手数料や延滞金等を含む。

※差押件数は対象年度に差押を執行した件数。

※換価金額は対象年度に換価した金額。

(8) 日曜納税相談窓口利用状況

(単位：件、千円)

区分 \ 年度		2	3	4	5	6
日曜納税相談	利用者数	162	145	143	123	97
	納税相談数	38	36	28	54	37
	うち納税誓約数	8	10	9	18	19
	納税額	2,470	2,368	2,213	1,040	1,352
	納税誓約数（累計）	299	338	273	197	194
	単年度	80	112	67	135	122

出典 納税誓約数：徴収事務状況調査

(9) 督促状発付状況

種別 \ 年度・区分		2			3		
	期・月	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率
市県民税 (普通徴収)	1	5,180	774	14.9	4,993	800	16.0
	2	3,899	728	18.7	3,598	661	18.4
	3	3,919	837	21.4	3,647	789	21.6
	4	4,077	808	19.8	3,820	712	18.6
	計	17,075	3,147	18.4	16,058	2,962	18.4
市県民税 (特別徴収)	4	2,112	79	3.7	2,169	71	3.3
	5	2,107	89	4.2	2,171	56	2.6
	6	2,498	124	5.0	2,556	127	5.0
	7	2,371	109	4.6	2,434	111	4.6
	8	2,369	104	4.4	2,428	102	4.2
	9	2,365	78	3.3	2,427	103	4.2
	10	2,360	95	4.0	2,423	102	4.2
	11	2,375	88	3.7	2,440	100	4.1
	12	2,357	97	4.1	2,419	98	4.1
	1	2,346	100	4.3	2,410	83	3.4
	2	2,340	81	3.5	2,402	92	3.8
	3	2,340	77	3.3	2,397	97	4.0
	計	27,940	1,121	4.0	28,676	1,142	4.0
固定資産税・ 都市計画税	1	22,974	3,325	14.5	22,881	2,919	12.8
	2	22,762	2,633	11.6	22,685	2,790	12.3
	3	22,767	2,784	12.2	22,694	2,650	11.7
	4	22,770	2,318	10.2	22,711	2,224	9.8
	計	91,273	11,060	12.1	90,971	10,583	11.6
軽自動車税 (種別割)	全	28,545	2,906	10.2	28,214	3,049	10.8
法人市民税	4	93	4	4.3	91	4	4.4
	5	244	7	2.9	256	8	3.1
	6	173	5	2.9	168	1	0.6
	7	128	4	3.1	125	5	4.0
	8	140	2	1.4	131	2	1.5
	9	102	3	2.9	104	2	1.9
	10	101	3	3.0	108	4	3.7
	11	235	0	0.0	238	5	2.1
	12	66	4	6.1	68	2	2.9
	1	68	2	2.9	63	8	12.7
	2	89	2	2.2	96	5	5.2
	3	78	0	0.0	84	0	0.0
	計	1,517	36	2.4	1,532	46	3.0

(単位：人、件、%)

	4			5			6		
期・月	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率	納税義務者	発付件数	発付率
1	4,825	694	14.4	4,715	760	16.1	3,860	596	15.4
2	3,874	691	17.8	3,583	706	19.7	3,222	639	19.8
3	3,819	695	18.2	3,651	757	20.7	3,413	643	18.8
4	3,952	720	18.2	3,787	745	19.7	3,599	641	17.8
計	16,470	2,800	17.0	15,736	2,968	18.9	14,094	2,519	17.9
4	2,379	101	4.2	2,375	98	4.1	2,453	117	4.8
5	2,384	85	3.6	2,379	82	3.4	2,456	117	4.8
6	2,599	137	5.3	2,657	161	6.1	583	54	9.3
7	2,449	119	4.9	2,502	146	5.8	2,521	169	6.7
8	2,441	116	4.8	2,504	121	4.8	2,423	128	5.3
9	2,446	100	4.1	2,499	130	5.2	2,410	121	5.0
10	2,448	105	4.3	2,490	131	5.3	2,407	120	5.0
11	2,459	107	4.4	2,507	130	5.2	2,421	128	5.3
12	2,433	98	4.0	2,487	137	5.5	2,397	113	4.7
1	2,416	99	4.1	2,483	130	5.2	2,398	125	5.2
2	2,408	94	3.9	2,475	114	4.6	2,389	110	4.6
3	2,396	94	3.9	2,466	119	4.8	2,381	119	5.0
計	29,258	1,255	4.3	29,824	1,499	5.0	27,239	1,421	5.2
1	22,944	2,886	12.6	22,937	3,060	13.3	22,835	2,657	11.6
2	22,752	2,755	12.1	22,745	2,610	11.5	22,629	2,534	11.2
3	22,751	2,743	12.1	22,746	2,904	12.8	22,624	2,663	11.8
4	22,754	2,237	9.8	22,743	2,300	10.1	22,621	2,249	9.9
計	91,201	10,621	11.6	91,171	10,874	11.9	90,709	10,103	11.1
全	28,074	2,963	10.6	27,959	2,938	10.5	27,651	2,655	9.6
4	97	4	4.1	99	6	6.1	104	5	4.8
5	258	7	2.7	241	9	3.7	241	5	2.1
6	171	4	2.3	180	4	2.2	151	5	3.3
7	146	8	5.5	142	6	4.2	70	3	4.3
8	130	6	4.6	116	7	6.0	123	9	7.3
9	112	2	1.8	118	2	1.7	144	4	2.8
10	102	3	2.9	94	6	6.4	157	5	3.2
11	252	6	2.4	222	2	0.9	216	4	1.9
12	71	5	7.0	74	5	6.8	89	3	3.4
1	63	5	7.9	71	3	4.2	72	8	11.1
2	93	5	5.4	103	4	3.9	106	7	6.6
3	85	6	7.1	77	4	5.2	80	5	6.3
計	1,580	61	3.9	1,537	58	3.8	1,553	63	4.1

(10) 徴収率・収納額の推移

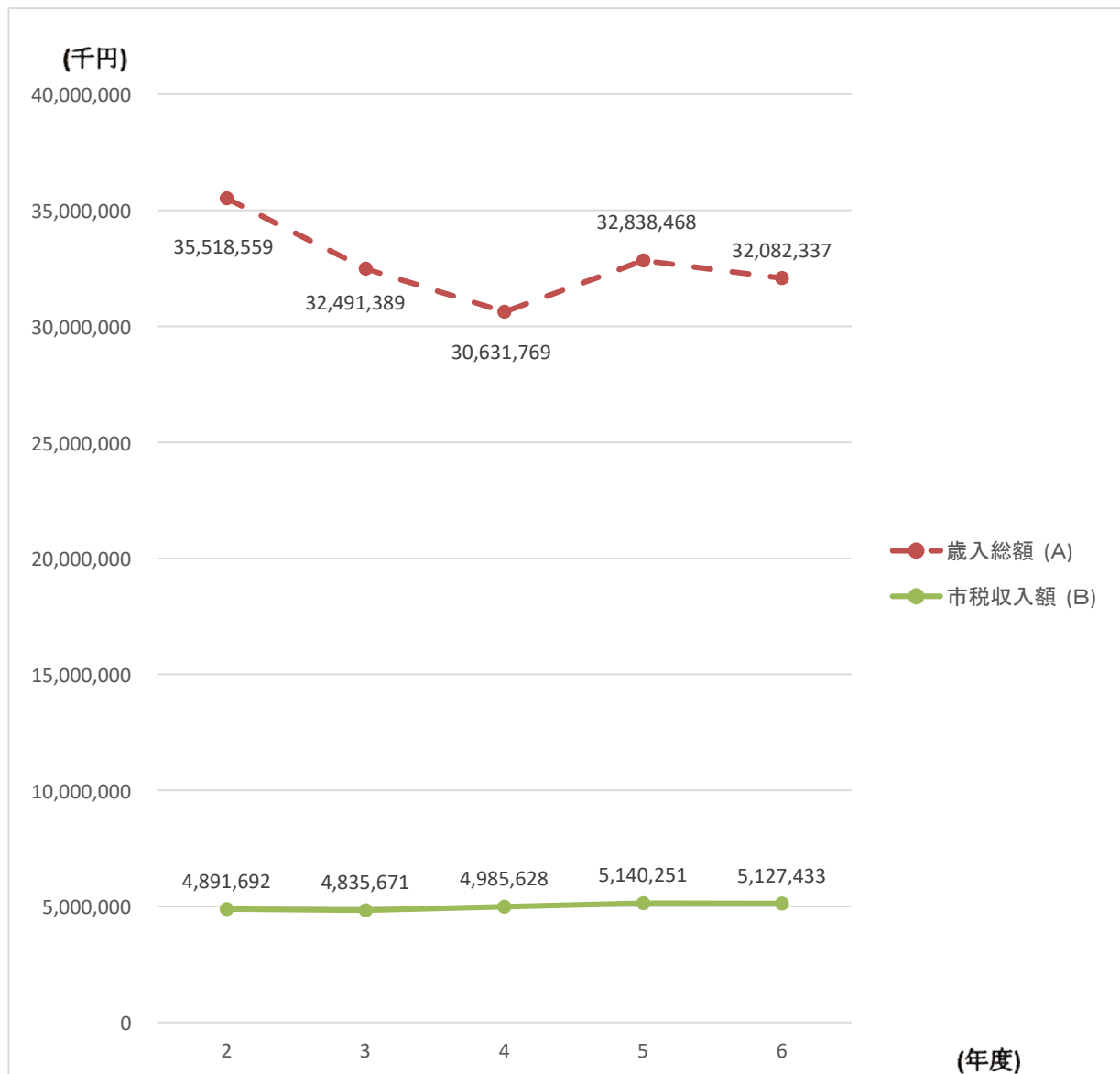
(単位：円、%)

年度	予算現額 (千円)	調定額 A	収入額 B	不納欠損額 C	還付未済額 D	収入未済額 (A-B-C+D)	収納率 (B-D)/A	収納率の 対前年比
22	4,272,626	4,915,948,873	4,409,433,762	45,853,586	0	460,661,525	89.70	
23	4,404,565	5,001,604,993	4,511,335,617	38,101,946	128,700	452,296,130	90.20	0.50
24	4,183,483	4,914,445,160	4,470,151,993	52,031,107	41,800	392,303,860	90.96	0.76
25	4,376,947	4,881,858,357	4,504,199,347	20,890,606	24,200	356,792,604	92.26	1.30
26	4,486,741	4,986,919,218	4,624,396,306	11,338,504	894,547	352,078,955	92.71	0.45
27	4,514,694	5,078,106,623	4,728,804,066	16,754,923	0	332,547,634	93.12	0.41
28	4,635,508	5,143,513,083	4,816,944,308	29,330,909	60,200	297,298,066	93.65	0.53
29	4,800,456	5,205,087,833	4,922,462,111	12,638,382	51,600	270,038,940	94.57	0.92
30	4,835,679	5,173,368,441	4,921,863,851	17,221,267	57,900	234,341,223	95.14	0.57
1	4,854,091	5,181,153,314	4,943,276,047	20,231,988	33,500	217,678,779	95.41	0.27
2	4,849,820	5,116,764,012	4,891,691,551	11,023,184	11,200	214,060,477	95.60	0.19
3	4,764,898	5,044,244,337	4,835,670,565	25,634,595	53,800	182,992,977	95.86	0.26
4	4,795,425	5,182,004,989	4,985,628,002	21,082,297	49,153	175,343,843	96.21	0.35
5	4,965,005	5,324,564,129	5,140,250,971	19,162,617	117,756	165,268,297	96.54	0.33
6	4,814,908	5,295,354,510	5,127,432,558	17,789,650	196,819	150,329,121	96.83	0.29

(11) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

(単位：千円、%)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
歳入総額 (A)	35,518,559	32,491,389	30,631,769	32,838,468	32,082,337
市税収入額 (B)	4,891,692	4,835,671	4,985,628	5,140,251	5,127,433
歳入総額に占める 市税の割合 (B/A)	13.8	14.9	16.3	15.7	16.0



[illegible]

6. 各種交付金等

(1) 各種交付金等

(単位：千円)

種類	年度	2	3	4	5	6
利子割交付金	(※1)	2, 121	2, 213	869	712	1, 104
配当割交付金	(※2)	8, 324	15, 794	11, 291	15, 312	24, 213
株式等譲渡所得割交付金	(※3)	10, 033	16, 132	9, 125	16, 722	23, 812
法人事業税交付金	(※4)	27, 185	60, 637	74, 240	69, 832	81, 346
地方消費税交付金	(※5)	1, 015, 341	1, 097, 456	1, 118, 725	1, 107, 932	1, 137, 948
	(一般財源分)	478, 047	494, 041	506, 195	499, 285	512, 124
	(社会保障財源分)	537, 294	603, 415	612, 530	608, 647	625, 824
ゴルフ場利用税交付金	(※6)	4, 852	5, 469	5, 656	5, 693	5, 298
地方特例交付金	(※7)	32, 683	30, 142	26, 630	25, 881	184, 781
	個人住民税減収補填分	23, 441	23, 435	26, 630	25, 881	26, 209
	自動車税減収補填分	6, 805	4, 809	－	－	－
	軽自動車税減収補填分	2, 437	1, 898	－	－	－
	定額減税減収補填分	－	－	－	－	158, 572
新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	(※8)	－	52, 558	6, 107	6, 626	5, 849

※1 貯蓄などに伴い生じる利子の額に応じて徴収される利子課税（税率20%、うち国税15%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、交付される

※2 一定の上場株式等の配当などについて徴収される配当課税（税率20.315%、うち国税15.315%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、交付される

※3 一定の特定口座における上場株式等譲渡所得などについて徴収される譲渡所得課税（20.315%、うち国税15.315%・県税5%）のうち、県税5%分の約59.4%を、個人県民税収入額の各市町村ごとの構成割合（3か年平均）で按分し、交付される

※4 県税である法人事業税収入のうち、7.7%を各市町村ごとの従業者数で按分し、交付される

※5 消費税10%（国税7.8%、地方消費税2.2%）、消費税8%（国税6.24%、地方消費税1.76%）のうち、地方消費税分の50%を、各市町村ごとの人口および従業者数および従業者数の構成割合で按分し、交付される

なお、8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされている

※6 県税として徴収されるゴルフ場利用税のうち70%を、ゴルフ場利用税を納付したゴルフ場が所在する市町村に交付

※7 ○住宅借入金等特別税額控除分

所得税（国税）から控除しきれなくなった住宅借入金等特別税額控除について、翌年度の市県民税（所得割）から控除が受けられる。その減収補填として交付される

○自動車税減収補填分・軽自動車税減収補填分（令和元年10月～令和3年12月）

消費税率引上げに伴い、自動車税及び軽自動車税の環境性能割を1%軽減することによる減収を補填するために交付された

○定額減税減収補填分

6年度に実施された個人住民税の定額減税における減収補填として交付された

※8 新型コロナウイルスの影響により一定以上の減収となった事業者に対し、その事業者が所有する事業用家屋及び償却資産の固定資産税を、令和3年度に限り減額する措置が取られたことによる減収を補填するために交付される

（令和4年度以降は、先端設備等に係る償却資産の減額分のみが交付された）

7. 地籍調査

(1) 実績と計画 (第7次国土調査十箇年計画 令和2年度～令和11年度) No. 1

地区名	小字名
真方32	尾竜迫・柞別府・高山・北二原・瀬ノ口・上二原・杉藪
真方44	中二原・東二原・木切倉・山澄・下二原・長者・田中・山宮・年神
北西方10の2合同	深草迫
真方10	山田・山田ヶ原
北西方11合同	水持迫
真方13	向江田・中水流・下水流
北西方12	八久保
東方XⅡ-72③	三ノ宮・野首
北西方17	久津原・向江田・坂口
北西方Ⅰ-01	永久井野・黒仁田
東方XⅣ-91①	寺地・西上藪・大迫・雲雀野
真方15	坂元・堅田原・因幡塚
真方16	東小林玉・小林玉・下ノ馬場・中嶋
北西方16	種子田・種子田原
北西方13	黒仁田迫・狐ヶ迫
北西方14	勘ヶ山
北西方25	前原・有村・柚木山・水流・松ヶ尾
北西方37	西ノ迫
北西方36	木ヶ八重・岡原渡・岡原・岡原後・櫓ヶ迫
北西方15	中道・観請岡
北西方48	管田・七ツ山・釜土田

※登記完了年度順

(令和7年8月1日現在 単位：％、筆、km²)

立会年度	閲覧年度	調査後 筆数	筆界 未定数	面積	登記送付年度	登記完了年度
平成25	平成26	—	—	—	令和2	令和2
平成26	平成27	—	—	—	令和2	令和2
平成28	平成29	—	—	—	令和2	令和2
平成29	平成30	—	—	—	令和2	令和2
平成29	平成30	—	—	—	令和2	令和2
平成30	平成31	175	0	0.28	令和2	令和2
平成30	平成31	282	0	0.93	令和2	令和2
令和2	令和2	247	3	0.40	令和2	令和2
平成31	令和2	422	0	0.58	令和3	令和3
令和2	令和2	524	2	0.78	令和3	令和3
令和2	令和2	681	0	1.03	令和2	令和3
平成31	令和2	1,076	0	0.55	令和3	令和4
令和2	令和3	414	12	0.40	令和4	令和4
令和2	令和3	590	2	0.74	令和4	令和4
令和3	令和3	392	0	0.58	令和3	令和4
令和3	令和3	326	0	0.73	令和3	令和4
令和4	令和4	872	0	1.65	令和4	令和5
令和4	令和4	414	0	0.69	令和4	令和5
令和5	令和5	1,649	0	2.19	令和5	令和6
令和3	令和4	645	7	1.06	令和5	令和6
令和5	令和5	816	0	1.73	令和5	令和6

※数値については、立会年度が平成30年度から令和6年度までの地区を掲載

(1) 実績と計画 (第7次国土調査十箇年計画 令和2年度～令和11年度) No. 2

地区名	小字名
真方17	北小林原・南小林原
北西方Ⅱ－02	東川窪・西川窪・陣ノ尾・大平
真方14	小水口・内屋敷
北西方18	調練場・弓場成
東方XⅣ－91②	高塚・長迫・鶴戸丸・坂ノ下
北西方19	小桑ノ木・草葉・石氷
真方18・19	伊東塚前・星指・上ノ馬場・窪谷・海蔵・愛宕
細野2	桜ヶ丘・桜ヶ丘飛地
北西方20	観請原・尾中原・穴水迫
北西方21	北牟田・牟田前
北西方22	楠原・猫坂・北ノ原・東牟田・西牟田
細野3	神ノ原・安影・牛塚
細野1－1～1－3	大王
細野4	宮ノ原・東宮ノ原
北西方23	三本松・橋谷
細野5	夷守・竹山・石坂之下
細野6	山中・今坊・前之原
北西方24	中尾・上鷹塚
細野7	千谷原・青木

※登記完了年度順

(令和7年8月1日現在 単位：％、筆、km²)

立会年度	閲覧年度	調査後 筆数	筆界 未定数	面積	登記送付年度	登記完了年度
令和3	令和4	1,019	4	0.47	令和5	令和6
令和3	令和6	903	0	1.94	令和6	令和6
令和4	令和5	355	1	0.53	★令和7 (予定)	★令和7 (予定)
令和4	令和5	786	0	1.04	★令和7 (予定)	★令和7 (予定)
★令和7 (予定)	★令和7 (予定)	—	—	—	★令和7 (予定)	★令和7 (予定)
令和5	令和6	795	0	0.96	★令和7 (予定)	★令和8 (予定)
令和5	令和7	1,137	4	0.62	令和8 (予定)	令和8 (予定)
令和6	令和8 (予定)	325	0	0.47	令和9 (予定)	令和9 (予定)
令和6	★令和8 (予定)	726	0	0.93	★令和9 (予定)	★令和9 (予定)
★令和8 (予定)	★令和9 (予定)	—	—	—	令和10 (予定)	令和10 (予定)
令和9 (予定)	令和10 (予定)	—	—	—	令和11 (予定)	令和11 (予定)
令和9 (予定)	令和10 (予定)	—	—	—	令和11 (予定)	令和11 (予定)
令和7～9 (予定)	令和8～10 (予定)	—	—	—	令和9～11 (予定)	令和10～12 (予定)
令和10 (予定)	令和11 (予定)	—	—	—	令和12 (予定)	令和12 (予定)
令和10 (予定)	令和11 (予定)	—	—	—	令和12 (予定)	令和12 (予定)
令和10 (予定)	令和11 (予定)	—	—	—	令和12 (予定)	令和12 (予定)
令和11 (予定)	令和12 (予定)	—	—	—	令和13 (予定)	令和13 (予定)
令和11 (予定)	令和12 (予定)	—	—	—	令和13 (予定)	令和13 (予定)
令和11 (予定)	令和12 (予定)	—	—	—	令和13 (予定)	令和13 (予定)

※数値については、立会年度が平成30年度から令和6年度までの地区を掲載

★令和6年8月に発生した日向灘沖地震のため、進捗に影響があったもの

(2) 進捗率等の状況

(令和7年8月1日現在 単位：％、km²)

状況	年度	市全体 進捗率	旧小林市 進捗率	上段： 旧須木村 進捗率	年度別 実施面積	累計 実施面積	調査 残面積	上段： 進捗順 (県内九市)
				下段： 旧野尻町 進捗率				下段： 残面積順 (県内九市)
実績	2	77.0	60.1	100.0	1.00	187.46	55.86	2
				100.0				1
	3	77.7	61.3	100.0	1.65	189.11	54.21	2
				100.0				1
	4	78.2	62.2	100.0	1.27	190.38	52.94	2
				100.0				1
	5	78.9	63.3	100.0	1.50	191.88	51.44	2
				100.0				1
	6	79.1	63.7	100.0	0.61	192.49	50.83	2
				100.0				1
見込み	7	79.8	64.9	100.0	1.62	194.11	49.21	—
				100.0				—
	8	80.4	65.9	100.0	1.44	195.55	47.77	—
				100.0				—
	9	81.2	67.4	100.0	2.06	197.61	45.71	—
				100.0				—
	10	82.4	69.4	100.0	2.84	200.45	42.87	—
				100.0				—
	11	83.7	71.6	100.0	3.14	203.59	39.73	—
				100.0				—

※令和6年8月に発生した日向灘沖地震のため、進捗に影響あり

8. その他

市税の税率及び納期等の一覧表 (令和7年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限
個人	(課税客体) ○個人の所得	均等割 市民税 年額3,000円 県民税 年額1,500円	(普通徴収) 第1期:6月末 第2期:8月末 第3期:10月末 第4期:1月末
	(納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの	森 林 環境税 国 税 年額1,000円 令和6年度から	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付（事業所は、翌月10日までに納付）※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
	所得割	市民税 6% 県民税 4%	
市民税	法人	法人等の区分 市内従業員 税額（年額） 9号 50億円を超える法人 50人超 3,000,000円 8号 10億円を超え50億円以下の法人 50人超 1,750,000円 7号 10億円を超える法人 50人以下 410,000円 6号 1億円を超え10億円以下の法人 50人超 400,000円 5号 1億円を超え10億円以下の法人 50人以下 160,000円 4号 1千万円を超え1億円以下の法人 50人超 150,000円 3号 1千万円を超え1億円以下の法人 50人以下 130,000円 2号 1千万円以下の法人 50人超 120,000円 1号 上記以外の法人 - 50,000円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付

市税の税率及び納期等の一覧表 (令和7年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容 (税率等)		納期限
市民税	法人 (課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有する法人 ○市内に寮等を有する法人で市内に事務所、事業所を有しないもの及び市内に事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	法人等の区分 資本金等の額が1億円を超える法人	平成26年10月1日以後に開始 令和元年10月1日以後に開始 12.10% 8.40%	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
	法人税割			
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	土地 家屋 償却資産 1.40%	土地 家屋 償却資産 300,000円 200,000円 1,500,000円	第1期：4月末 第2期：7月末 第3期：9月末 第4期：12月25日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
都市計画税	(課税客体) ○都市計画区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	土地 家屋 0.20%		

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限																									
	(納税義務者) ○ 製造たばこの製造者、特定販売業者（外国産たばこの輸入業者）又は卸売販売業者	※税率は「4.（3）市たばこ税調定額及び売渡本数の推移」参照。 ■ 加熱式たばこの本数換算（重量及び小売定価を基に換算） 加熱式たばこの紙巻たばこの本数へ換算（A+B+C） A＝ 加熱式たばこ1箱当たりの重量（紙巻、フィルター等の重量を含む）×（Ⅰの率） B＝ $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの重量（紙巻、フィルター等の重量を除く）}}{0.4\text{ g}} \times 0.5 \times (\text{Ⅱの率})$ C＝ $\frac{\text{加熱式たばこ1箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格（Ⅲ）}} \times 0.5 \times (\text{Ⅱの率})$ <table><tr><th rowspan="6">加熱式たばこの紙巻たばこへ 換算に使用する率</th><th colspan="2">Ⅰの率</th><th colspan="2">Ⅱの率</th></tr><tr><td>平成30年10月1日から</td><td></td><td>0.8</td><td>0.2</td></tr><tr><td>令和元年10月1日から</td><td></td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>令和2年10月1日から</td><td></td><td>0.4</td><td>0.6</td></tr><tr><td>令和3年10月1日から</td><td></td><td>0.2</td><td>0.8</td></tr><tr><td>令和4年10月1日から</td><td></td><td>-</td><td>1</td></tr></table>	加熱式たばこの紙巻たばこへ 換算に使用する率	Ⅰの率		Ⅱの率		平成30年10月1日から		0.8	0.2	令和元年10月1日から		0.6	0.4	令和2年10月1日から		0.4	0.6	令和3年10月1日から		0.2	0.8	令和4年10月1日から		-	1	毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末日までに申告納付
加熱式たばこの紙巻たばこへ 換算に使用する率	Ⅰの率			Ⅱの率																								
	平成30年10月1日から			0.8	0.2																							
	令和元年10月1日から			0.6	0.4																							
	令和2年10月1日から			0.4	0.6																							
	令和3年10月1日から			0.2	0.8																							
	令和4年10月1日から		-	1																								
		■ 葉巻たばこの本数換算 重量1グラムごとに紙巻たばこ1本に換算する重量比例課税方式で換算するが、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこについては、1本を紙巻たばこ1本に換算する本数課税方式で換算する。 <table><tr><th>実施期間</th><th>0.7グラム未満</th><th>0.7グラム以上1グラム未満</th><th>1グラム以上</th></tr><tr><td>令和2年9月30日まで</td><td></td><td>重量比例課税</td><td></td></tr><tr><td>令和2年10月1日から</td><td>本数課税</td><td>重量比例課税</td><td></td></tr><tr><td>令和3年10月1日から</td><td></td><td>本数課税</td><td>重量比例課税</td></tr></table> ※令和2年9月30日まで重量比例課税方式だったが、税政改正により令和2年10月1日から一部本数課税方式が採用された。令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間は、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限り、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ0.7本に換算する経過措置が設けられた。	実施期間	0.7グラム未満	0.7グラム以上1グラム未満	1グラム以上	令和2年9月30日まで		重量比例課税		令和2年10月1日から	本数課税	重量比例課税		令和3年10月1日から		本数課税	重量比例課税										
実施期間	0.7グラム未満	0.7グラム以上1グラム未満	1グラム以上																									
令和2年9月30日まで		重量比例課税																										
令和2年10月1日から	本数課税	重量比例課税																										
令和3年10月1日から		本数課税	重量比例課税																									

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和7年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限																																																						
入湯税	(課税客体) ○鉱泉浴場における入湯行為 (納税義務者) ○鉱泉浴場における入湯客	<table><tr><th>税率</th><td>1人1日150円</td></tr><tr><td rowspan="4">入湯税の課税免除</td><td>年齢12歳未満の者</td></tr><tr><td>共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者</td></tr><tr><td>療養を目的とした簡素な施設において入湯する者</td></tr><tr><td>日帰りで入湯する者</td></tr></table>	税率	1人1日150円	入湯税の課税免除	年齢12歳未満の者	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	療養を目的とした簡素な施設において入湯する者	日帰りで入湯する者	鉱泉浴場の経営者である特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までの納入申告書の提出及び納付																																															
	税率	1人1日150円																																																							
入湯税の課税免除	年齢12歳未満の者																																																								
	共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者																																																								
	療養を目的とした簡素な施設において入湯する者																																																								
	日帰りで入湯する者																																																								
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	<table><tr><th colspan="3">原動機付自転車及び二輪車等</th></tr><tr><th>種別</th><th>別</th><th>年税額</th></tr><tr><td rowspan="6">原動機付自転車</td><td>特定小型 (0.6kw以下)</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>50cc以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>50ccを超え90cc以下のもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>125cc以下で最高出力4.0kwのもの</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>90ccを超え125cc以下のもの</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの) 等</td><td>二輪のもの (側車付を含む。)</td><td rowspan="2">3,600円</td></tr><tr><td>二輪のけん引車 (ボートトレーラー等)</td></tr><tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td>専ら雪上を走行するもの</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>農耕作業用のもの</td><td>5,900円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td><td>その他のもの</td><td>6,000円</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">四輪以上及び三輪の軽自動車</th></tr><tr><th>種別</th><th></th><th>平成27年3月31日以前に登録</th><th>平成27年4月1日以後に新車登録</th></tr><tr><td rowspan="2">三輪のもの</td><td>乗用</td><td>3,100円</td><td>3,900円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>5,500円</td><td>6,900円</td></tr><tr><td rowspan="4">四輪以上のもの</td><td rowspan="2">乗用</td><td>自家用</td><td>10,800円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>3,800円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>自家用</td><td>5,000円</td></tr></table>	原動機付自転車及び二輪車等			種別	別	年税額	原動機付自転車	特定小型 (0.6kw以下)	2,000円	50cc以下のもの	2,000円	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	125cc以下で最高出力4.0kwのもの	2,000円	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	ミニカー	3,700円	軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)	3,600円	二輪のけん引車 (ボートトレーラー等)	小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円	農耕作業用のもの	5,900円	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	その他のもの	6,000円	四輪以上及び三輪の軽自動車			種別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録	三輪のもの	乗用	3,100円	3,900円	営業用	5,500円	6,900円	四輪以上のもの	乗用	自家用	10,800円	営業用	3,800円	貨物用	自家用	5,000円	全期5月31日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
原動機付自転車及び二輪車等																																																									
種別	別	年税額																																																							
原動機付自転車	特定小型 (0.6kw以下)	2,000円																																																							
	50cc以下のもの	2,000円																																																							
	50ccを超え90cc以下のもの	2,000円																																																							
	125cc以下で最高出力4.0kwのもの	2,000円																																																							
	90ccを超え125cc以下のもの	2,400円																																																							
	ミニカー	3,700円																																																							
軽二輪 (125ccを超え250cc以下のもの) 等	二輪のもの (側車付を含む。)	3,600円																																																							
	二輪のけん引車 (ボートトレーラー等)																																																								
小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																							
	農耕作業用のもの	5,900円																																																							
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)	その他のもの	6,000円																																																							
四輪以上及び三輪の軽自動車																																																									
種別		平成27年3月31日以前に登録	平成27年4月1日以後に新車登録																																																						
三輪のもの	乗用	3,100円	3,900円																																																						
	営業用	5,500円	6,900円																																																						
四輪以上のもの	乗用	自家用	10,800円																																																						
		営業用	3,800円																																																						
	貨物用	自家用	5,000円																																																						

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和7年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内容（税率等）	納期限																																																							
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	重課税率（平成28年度から） <table><tr><th colspan="3">種別</th><th>年税額</th></tr><tr><td rowspan="4">軽自動車</td><td rowspan="2">三輪のもの</td><td>乗用</td><td>4,600円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>8,200円</td></tr><tr><td rowspan="2">四輪以上のもの</td><td>乗用</td><td>12,900円</td></tr><tr><td>貨物用</td><td>4,500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>営業用</td><td>6,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>自家用</td><td></td></tr></table> ※最初の新規検査（車検証に記載してある初度検査年月）を受けた月から13年を経過した四輪以上及び三輪の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率を適用する。 軽課税率 <table><tr><th colspan="2">種別</th><th>特例適用対象外</th><th colspan="2">特例適用対象</th></tr><tr><td>三輪</td><td>乗用</td><td>営業用</td><td>3,900円</td><td>75%軽減 1,000円</td><td>25%軽減 ※1 3,000円</td></tr><tr><td rowspan="3">四輪以上</td><td rowspan="2">乗用</td><td>営業用</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td><td>※1 5,200円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>10,800円</td><td>2,700円</td><td>※2 8,100円</td></tr><tr><td>貨物</td><td>営業用</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td><td>※2 2,900円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>自家用</td><td>5,000円</td><td>1,300円</td><td>※2 3,800円</td></tr></table> (特例適用対象) 75%軽減：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 50%軽減：2030年度燃費基準90%達成（営業用乗用車のみ） 25%軽減：2030年度燃費基準70%達成（営業用乗用車のみ） ※1：令和7年3月31日取得分まで適用 ※2：これらの額の適用は令和4年度までに終了し、延長しない。	種別			年税額	軽自動車	三輪のもの	乗用	4,600円	営業用	8,200円	四輪以上のもの	乗用	12,900円	貨物用	4,500円			営業用	6,000円			自家用		種別		特例適用対象外	特例適用対象		三輪	乗用	営業用	3,900円	75%軽減 1,000円	25%軽減 ※1 3,000円	四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	※1 5,200円	自家用	10,800円	2,700円	※2 8,100円	貨物	営業用	3,800円	1,000円	※2 2,900円			自家用	5,000円	1,300円	※2 3,800円	全期5月31日 ※納期限が土日祝日の場合は、翌平日
	種別			年税額																																																						
軽自動車	三輪のもの	乗用	4,600円																																																							
		営業用	8,200円																																																							
	四輪以上のもの	乗用	12,900円																																																							
		貨物用	4,500円																																																							
		営業用	6,000円																																																							
		自家用																																																								
種別		特例適用対象外	特例適用対象																																																							
三輪	乗用	営業用	3,900円	75%軽減 1,000円	25%軽減 ※1 3,000円																																																					
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	※1 5,200円																																																					
		自家用	10,800円	2,700円	※2 8,100円																																																					
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	※2 2,900円																																																					
		自家用	5,000円	1,300円	※2 3,800円																																																					

